

官報号外

平成二十八年四月二十一日

○第一百九十回 衆議院会議録 第二十六号

平成二十八年四月二十一日(木曜日)

議事日程

第十六号

平成二十八年四月二十一日

午後一時開議

第一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第五 独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案(初鹿明博君外七名提出)

第八 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案(初鹿明博君外七名提出)

日程第八 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 刑を言い渡された者の移送に関する法律案(内閣提出)

日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会、内閣提出)

日程第十 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会、内閣提出)

日程第十一 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会、内閣提出)

日程第十二 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十七 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十二 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。
第一百四十五番、近畿選挙区選出議員、北神圭朗君。

〔北神圭朗君起立、拍手〕

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) この際、新たに議席に着かれた議員を紹介いたします。

第一百四十五番、近畿選挙区選出議員、北神圭朗君。

本案は、近年の物流分野における人手不足、小口貨物の増加等の環境変化への対応を図るため、小流通業務総合効率化事業について、施設整備から連携によるものへと転換するとともに、国の認定を受けた同事業の実施について、海上運送法等の特例の追加等をしようとするものであります。

本案は、去る三月三十一日本委員会に付託され、四月一日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、八日質疑に入り、十九日、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

本案は、近年の外航クルーズ船の増加、港湾区域内の水域有効利用需要の増加などを踏まえ、民間事業者による外航クルーズ旅客施設整備への新たな支援、洋上風力発電施設等の公募占用許可手続の創設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十四日本委員会に付託され、十九日石井国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。 (拍手)

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。 (拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。 (拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。 (拍手)

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌十五日に石破国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十八日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。 (拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。 (拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。 (拍手)

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

官 報 (号外)

〔谷川弥一君登壇〕

○谷川弥一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東京オリンピック・パラリンピック大会のメインスタジアムとなる新国立競技場の整備費の財源確保に関するものであり、平成二十八年度から平成三十五年度まで、スポーツ振興投票の売上金額の最大一〇%を同競技場の整備費に充てることとする等の所要の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月三十一日、本会議における趣旨説明及び質疑の後、本委員会に付託されました。本委員会においては、四月一日馳文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、六日質疑に入り、二十日に質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理

に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第六、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

經濟産業大臣の認可制とすること等の措置を講じるものであります。

本案は、去る三月二十四日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、四月一日に林経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、六日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民進党・無所属クラブ、公明党及びおおさか維新の会の四会派共同提

案により、本法の見直しに係る時期を施行後五年から施行後三年に改めることを内容とする修正案

が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決を行った結果、修正案及び

修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

名提出、児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案、日程第八、内閣提出、児童扶養手当法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委员長の報告を求めます。厚生労働委員長渡辺

博道君。

児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正す

る法律案及び同報告書

児童扶養手当法の一部を改正する法律案及び同

報告書

〔本号末尾に掲載〕

○高木美智代君登壇

〔高木美智代君登壇〕

○高木美智代君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、使用済み燃料の再処理等について、電力自由化後も必要な資金が確保され、着実かつ効率的に実施される体制の整備を図るものであります。

第一に、現行の積立金制度を廃止し、発電時に再処理等に必要な資金を拠出金として納付することを原子力事業者に義務づける拠出金制度を創設すること、

第二に、再処理等事業を着実かつ効率的に行うこと、認可法人の運営に関しては、有識者を含む運営委員会において意思決定を行うとともに、使用済燃料再処理等実施中期計画の策定等を

する

第三に、認可法人の運営に関しては、有識者を

する

ための主体として、認可法人に関する制度を創設

すること、

第一に、児童扶養手当の加算額について、第二子に係る加算額を月額五千円から一万元に、第三子以降の児童に係る加算額を月額三千円から六千元に増額すること、

第二に、加算額について、物価スライド制を設

けること、

あります。

次に、初鹿明博君外七名提出の児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

○議長(大島理森君) 日程第七、初鹿明博君外七

日程第七 児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案(初鹿明博君外七名提出)

○議長(大島理森君) 日程第七、初鹿明博君外七

日程第八 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第八、児童扶養手当法の一部を改正する法律案(初鹿明博君外七名提出)

三

平成二十八年四月二十一日 衆議院会議録第二十六号

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に關する法律案の一部を改正する法律案

案(児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案外一案)

本案は、一人親家庭等の児童等の置かれている経済状況等に鑑み、これらの児童等の進学状況の改善その他福祉の増進を図るため、児童扶養手当等について、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、児童扶養手当の支給要件に係る児童、障害基礎年金の加算対象に係る子並びに遺族基礎年金の支給対象及び加算対象に係る子に、二十歳未満である大学生等を追加すること、
第二に、児童扶養手当の第二子以降の児童に係る加算額を月額一万円に増額すること、
第三に、児童扶養手当の支払い期月を毎月に変更すること

であります。

内閣提出の法律案については、去る三月二十二日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託され、初鹿明博君外七名提出の法律案については、三十日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、両案について四月一日塩崎厚生労働大臣及び提出者初鹿明博君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、六日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。次いで、初鹿明博君外七名提出の法律案について内閣の意見を聴取した後、両案について採決を行つた結果、初鹿明博君外七名提出の法律案は賛成少数をもつて否決すべきものと議決し、内閣提出の法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、内閣提出の法律案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君） これより採決に入ります。
まず、日程第七、初鹿明博君外七名提出、児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大島理森君） 起立少數。よつて、本案は否決されました。

次に、日程第八、内閣提出、児童扶養手当法の一部を改正する法律案につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

ラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。外務委員長岸信夫君。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○岸信夫君 登壇

○岸信夫君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日・イラン受刑者移送条約は、平成二十一年一月九日、東京において日本が、また、同月十日、テヘランにおいてイランが、それぞれ署名したもので、イランで刑に服している邦人等及び我が国で刑に服しているイラン人を本国に移送するための条件、手続等について定めるものであり、日程第九、刑を言い渡される日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長（大島理森君） これより採決に入ります。

まず、日程第九につき採決いたします。
本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長（大島理森君） 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君） 御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第十及び第十一の両件を一括して採決いたします。

両件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（大島理森君） 〔賛成者起立〕

○議長（大島理森君） 起立多數。よつて、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日・オマーン投資協定は、平成二十七年六月十九日に、日・イラン投資協定は、平成二十八年二月五日に、それぞれ東京において署名されました。

たるもので、我が国とオマーン及びイランとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資財産の設立後における投資家及び投資財産の保護等について定めるものであります。

日・イラン受刑者移送条約は、一月四日、ま

た、日・オマーン投資協定及び日・イラン投資協定は、三月三十一日、それぞれ外務委員会に付託され、四月一日岸田外務大臣から提案理由の説明を聽取いたしました。昨二十日、質疑を行い、質疑終局後、まず、日・イラン受刑者移送条約について採決を行いました結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決し、次に、日・オマーン投資協定及び日・イラン投資協定について、討論の後、順次採決を行いました結果、両件はいずれも賛成多数をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（大島理森君） 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十九分散会

（答弁書受領）
一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員奥野総一郎君提出国際金融経済分析会合の議事内容に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出無戸籍者支援のための専用カードに関する質問に対する答弁書
衆議院議員赤嶺政賢君提出米軍手納基地周辺で高濃度の有機フッ素化合物(PFOs)が検出された問題に関する質問に対する答弁書

平成二十八年四月八日提出
質問 第一四三号

国際金融経済分析会合の議事内容に関する質問主意書

提出者 奥野総一郎

国際金融経済分析会合の議事内容に関する質問主意書
安倍総理は今年三月の「国際金融経済分析会合」で、それぞれノーベル賞受賞学者であるステイグリツ・コロンビア大学教授とクルーグマン・ニューヨーク市立大学教授から相次いで説明を受け、意見交換を行っている。政府は、この会合を非公開とし、会合後に事務局より記者ブリーフィングを実施しているが、「消費税率の引き上げを見送るべき、との助言があった」など政府に都合のいい情報しか公表されていない、との指摘がある。

そこで、以下質問する。
一、菅官房長官は三月三十一日の記者会見で、クルーグマン教授の同会合での発言について「内容については発言者に確認したうえで後日、公表する」(四月一日付け産経新聞)と述べたといふが、クルーグマン教授にすでに確認はしたの

か。またクルーグマン教授と、ステイグリツ教授の同会合での発言について、政府はいつ公表するのか。公表内容は全文か、概要かその方針を示されたい。

二、安倍総理はクルーグマン教授に対し「オフレコ」と断つたうえで「ドイツ訪問の際、財政出動での協調を説得するのに何かアイデアはないか」と質問したと報じられているが、事実か。

また、ドイツに財政出動を要請する考えはあるのか。

三、クルーグマン教授は「来年四月に予定されている消費税増税の延期を提言した」(四月一日付「産経新聞」とされているが、それは事実か。同教授がツイートで公表した自身の議事録には、そこまで明確な発言は記載されていないようと思えるが、同教授は具体的にどのように発言したのか。

四、三月十六日のステイグリツ教授と、同月二十二日のクルーグマン教授の発言について、事務局はどのような記者ブリーフをしたのか。その内容を正確に示されたい。また、記者ブリーフを担当した者の役職名、氏名を明らかにされたい。

五、政府は初鹿明博衆議院議員の「ノーベル経済学賞受賞者からの意見聴取に関する質問主意書」に対する答弁で両教授からの聴取について「消費税十%引き上げ延期の口実にするための会合」との御指摘は当たらない、としているが、引き上げ延期は行わないのか。また、万が一延期する場合、両教授からの聴取内容について、その根拠としないのか。

六、ステイグリツ教授が当日配布した資料には「アベノミクスを否定する数々の記載が並ぶ」(三月三十一日付け東京新聞)とされる。政府がホームページ上で公表している同教授の資料

「大低迷と金融の安定を超えて、健全で持続的な成長に向けて」の三十二ページでは「機能するサプライサイドの施策」と題し、「効果的でない（または逆効果な）サプライサイドの施策が多く存在する」と指摘。具体的に「法人所得税率の引下げ」や「金融市场の規制緩和」など「アベノミクス」の柱ともいえる政策を批判している。さらにつリクルダウンについては「量的緩和政策は不平等を拡大」、TPPについても「悪い貿易協定であるというコンセンサスが広がりつつあります」、米国議会で批准されないのであろうなど厳しく批判している。資料で指摘された、これら部分について、会合ではどのような意見交換があつたのか。政府は同教授の指摘に対し、どのように考えているのか。また、この仮訳文の文責はどこにあるのか。

七、政府は五月のG7サミットの議長国として、同会議での有識者の意見をどのように反映させていくのか。

右質問する。

八、本年三月二十二日に開催した第三回会合（以下「第三回会合」という。）の議事要旨については、ジョセフ・ステイグリツ教授を含む発言者に確認をしているところであり、公表に向上で議事要旨を公表することとしている。

また、同月十六日に開催した第一回会合（以下「第一回会合」という。）の議事要旨についても、ジヨセフ・ステイグリツ教授を含む発言者に確認の上、同年四月十三日に、首相官邸ホームページにおいて公表した。

二について

会合は、率直な意見交換を確保する観点から、非公開とされている。後日、発言者に確認を取った上で議事要旨を公表することとしており、具体的にどのようなやり取りがあつたか、また、それに基づく仮定の御質問について、お答えすることは差し控えたい。

九、会合は、率直な意見交換を確保する観点から、非公開とされているが、後日、発言者に確認を取った上で議事要旨を公表することとしている。会合は、率直な意見交換を確保する観点から、非公開とされていることから、現時点でお答えすることは差し控えたい。

十、したがって、ポール・クルーグマン教授から、消費税について言及はあつたが、お尋ねの発言内容については議事要旨において公表することとしていることから、現時点でお答えすることは差し控えたい。

十一、内閣総理大臣の下に開催している「国際金融経済分析会合」（以下「会合」という。）について、は、率直な意見交換を確保する観点から、非公開としているが、後日、発言者に確認を取った上で議事要旨を公表することとしている。

三について

会合後に行われる会合の事務局からの記者ブ

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員奥野総一郎君提出国際金融経済分析会合の議事内容に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員奥野総一郎君提出国際金融経済分析会合の議事内容に関する質問に対する答弁書

一について

内閣総理大臣の下に開催している「国際金融

リーフは、会合出席者に発言の細部を確認する前段階であることから、会合の様子からおおむね公表して差し支えないと判断される内容について説明を行っているものである。

第一回会合後の記者ブリーフにおいては、公表されている議事要旨とおおむね同様の内容を説明しており、ジョセフ・スティグリッツ教授から、世界経済は大低迷の状況にあり、総需要を喚起するためには財政出動が重要であること、消費税は総需要を増加させないので、今のタイミングで引き上げるのは適切でないこと、炭素税や相続税などの平等性を高める税は景気を刺激する効果があること等の趣旨の発言があつたと説明している。この記者ブリーフを担当した者は、経済産業省経済産業政策局長の柳瀬唯夫である。

第三回会合後の記者ブリーフにおいては、ボール・クルーグマン教授から、世界経済の弱さがまん延していること、総需要を喚起するためにはグローバルな財政出動が必要であり、その中で、日本については消費税について議論があつたと説明している。この記者ブリーフを担当した者は、内閣府政策統括官(経済財政分析担当)の田和宏である。

五について

平成二十九年四月の消費税率の十パーセントへの引上げは、社会保障制度を次世代に引き渡していく責任を果たすとともに、市場や国際社会における我が国の信認を確保するため、リーマンショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、確実に実施することとしている。また、万が一延期する場合といふ仮定の御質問にお答えすることは差し控えたい。

六について

お尋ねの会合における意見交換の内容については、本年四月十三日に公表された第一回会合の議事要旨のとおりである。会合における有識者の個々の発言について政府として見解を述べることは差し控えたい。

第一回会合後、お尋ねの仮訳は、会合の事務局が作成したものである。

会合で得た有識者の意見については、本年五月に開催予定の主要国首脳会議に向けて、今後の国際的議論への対応等に活用していく考え方である。

七について

そこで伺います。

無戸籍者も転居することがあることを考えるが、この明石市の取組を全国に広げ、全国どこでも無戸籍者が行政サービスを享受しやすくなるようにしていくことが必要ではないかと考えますが、政府のご見解を伺います。

右質問する。

無戸籍者も転居することがあることを考えるが、この明石市の取組を全国に広げ、全国どこでも無戸籍者が行政サービスを享受しやすくなるようにしていくことが必要ではないかと考えますが、政府のご見解を伺います。

となりました。

戸籍の無い人に専用のカードを発行して、サービス向上を図る自治体は全国で初めてですが、同様な取組が他の自治体でも進んでいくことが期待されます。

平成二十八年四月十一日提出
質問 第二四四号
米軍嘉手納基地周辺で高濃度の有機フッ素化合物(PFOs)が検出された問題に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

内閣衆質一九〇第一四四号
平成二十八年四月十九日
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員初鹿明博君提出無戸籍者支援のための専用カードに関する質問に対する答弁書

内閣衆質一九〇第一四四号
平成二十八年四月十九日
衆議院議長 大島 理森殿 安倍 晋三

衆議院議員初鹿明博君提出無戸籍者支援のための専用カードに関する質問に対する答弁書

〔別紙〕
衆議院議員初鹿明博君提出無戸籍者支援のための専用カードに関する質問に対する答弁書

御指摘の兵庫県明石市の取組については、同市独自の行政サービスであり、その詳細を把握していない上、市区町村の事情も様々であることがござりますが、窓口に行く度に戸籍の無い事情を説明しなくてはならず、無戸籍者又はその家族にとって大きな負担となっています。

戸籍が無い人でも行政のサービスなどを受けることが出来ますが、窓口に行く度に戸籍の無い事情を説明しなくてはならず、無戸籍者又はその家族にとって大きな負担となっています。

この度、兵庫県明石市が行政手続の際に戸籍の無い事情の説明を省き、手当の給付などの手続を簡略化できるように、希望する人に名前や生年月日などが記載された専用のカードを発行することに努めてまいりたい。

私は、二月二十五日の衆議院予算委員会第三分

平成二十八年四月十一日提出
質問 第二四四号
米軍嘉手納基地周辺で高濃度の有機フッ素化合物(PFOs)が検出された問題に関する質問主意書

提出者 赤嶺 政賢

米軍嘉手納基地周辺で高濃度の有機フッ素化合物(PFOs)が検出された問題に関する質問主意書

北谷浄水場は、北谷町、沖縄市、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市の計七市町村を供給先とする県内最大規模の浄水場である。PFOsは化審法上、難分解、高蓄積、人や高次捕食動物への長期毒性のおそれから、国内での製造・輸入・使用が原則禁止される第一種特定化学物質に指定されており、県民の命と安全に関わる重大な問題である。

科会(以下「分科会」)で、沖縄県による基地内への立ち入り調査とPFOSの使用中止を米側に働きかけることを政府に求めたが、その後、米側からは何の対応策も示されていない。

以下、質問する。

一 在日米軍基地に関わる問題であつたとしても、①国内での使用が原則禁止されているPFOSの環境中の漏出は許されない、②飲料水に関する問題であり、早急な対応が必要である、③PFOSへの対応に当たつても、日本環境管理基準(J-EGS)と同様に、適用可能な米国基準、日本の基準又は国際約束の基準のうち最も保護的なものを採用するとの基本的な考え方の下にすすめられるべきと考えるが、以上三点についての政府の基本認識を示されたい。

二 沖縄県企業局は、一月二十一日付で行つた要請に対し、米側がきわめて不誠実な回答を示したことから、二月二十二日付で、再度米軍に対して、沖縄防衛局を通じて、①PFOSの流出源を特定するために、嘉手納基地内の河川、排水路等からのサンプル採取を認めるなど、②PFOS含有の泡消火剤の使用の有無と使用頻度・数量を明らかにすること、③航空機や部品等の洗浄剤など、泡消火剤以外のPFOS含有製品の使用の有無と使用している場合の廃液の処理方法を明らかにすること、④PFOS含有の可能性のある物質が漏出した場合の対応策を明らかにすること、⑤過去の泡消火剤の漏出の際に日本側への通報を行わなかつた理由を明らかにすること、⑥沖縄県と嘉手納基地の担当者レベルで継続的に調査・協議を行う連絡会議の設置を検討することを求めていたが、米側からいまだに回答が示されていない。ただちに回答を行つよう求めるとともに、米側の回答結果を明

らかにされたい。

三 化審法上、航空機や部品等の洗浄剤や作動油へのPFOS含有製品の使用は認められているか。

四 分科会で、米側が二月十七日付の回答で「嘉手納飛行場は、水成膜泡消火薬剤といった製品については、業界の標準的な慣行に従つて使用しています」としている点をただしたところ、

政府は「業界の標準的な慣行の内容については確認させていただきたいと思つています」と答弁した。米国又は日本、国際約束のうち、いずれの基準に基づく慣行を指しているかを含めて、確認結果を示されたい。

五 分科会で、ジャーナリストのジョン・ミツ

チエル氏が情報公開で入手した資料に基づき、一五年五月二十三日に、酒に酔つた米海兵隊員が嘉手納基地内の消防装置を作動させ、約四百ガロンの消火剤を噴出させ、基地外に流出させる事故を引き起こす一方、何の回収措置もとらなかつた問題を取り上げたのに対し、政府は当該流出に関する米側からの通報はなく、事実関係を照会中であることを明らかにした。米側の回答結果と政府の認識、今後の対応を示された

役職と氏名、文書の有無を含む要請手段と内

容)。

八 分科会で、今回のPFOSの漏出が環境補足

協定に規定する「環境に影響を及ぼす事故」に該当するかをただしたのに対し、外務大臣は「環境補足協定にあります環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の立ち入り申請に当たつては、米側からの情報提供が端緒となつていると

考えます」「ただし、米側から通報がない場合であつても、日本側として環境汚染を疑う場合には、別途、既存の日米合同委員会合意に従つて、米側に、調査要請あるいは立ち入り許可申請、こういったことを行うことは可能であると

認識をしています」と答弁しているが、これ

は、同協定がきわめて実効性を失いた取り決めであることを示すものと言わざるを得ない。

「日本側として環境汚染を疑う場合」にも、米側に調査や立ち入りを申請できる仕組みとしなかつた理由と今後の政府の対応を示された。

一について

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君提出米軍嘉手納基地周辺で高濃度の有機フッ素化合物(PFOS)

が検出された問題に関する質問に対する

答弁書

内閣衆質一九〇第二四五号
平成二十八年四月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出米軍嘉手納基地周辺で高濃度の有機フッ素化合物(PFOS)が検出された問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

九 環境問題の調査団体「The Informed-Public Project(インフォームド・パブリック・プロジェクト)」(河村雅美代表)は、沖縄防衛局が沖縄県企業局の米軍宛要請文をすばんな英訳で提出するとともに、当該英訳文を沖縄県には示さず、また、沖縄防衛局が二月二十二日付で米軍に対して提出した要請文についても沖縄県に示していないことを明らかにしている(一六年四月八日、九日付で沖縄タイムス、琉球新報が報道)が、これらの指摘についての事実関係

環境省においては、PFOSを、水環境を経由して人の健康や生態系に有害な影響を与えるそれが比較的大きくない又は不明な物質であるが水環境中の検出状況や複合影響の観点から見て知見の集積が必要なものとして、公共用水域に関する要調査項目に位置付け、情報・知見の収集に努めているところである。

また、PFOSについては、世界保健機関が影響が懸念される物質に対して設定している飲料水水質ガイドライン値が設定されている物質ではなく、毒性評価が定まらないことから水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第

七 一月十八日の沖縄県企業局によるPFOS検出の公表を受けた外務省としての対応を示されたい(米側に要請を行つた年月日、日米双方の

右質問する。

百一号においても、水道により供給される水が適合するものでなければならない基準が設けられている事項とはされていないが、厚生労働省においては、PFOsを、毒性評価が定まらない又は浄水中の存在量が不明な物質であるが必要な情報・知見の収集に努めることとされているものとして、要検討項目に位置付けているところである。

政府としては、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が、環境保護及び安全のための取組を含め、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払つて活動すべきことは当然であると考えている。二について

平成二十八年二月二十二日付けの沖縄県から沖縄防衛局への照会事項については、これまで米側に対し早期の回答を求めてきているところであり、回答があり次第、当該回答を同県に提示する考え方である。

三について
お尋ねの「航空機や部品等の洗浄剤や作動油へのPFOs含有製品の使用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、PFOsについては、化審法第一条第二項に規定する第一種特定化学物質に平成二十一年四月一日に指定され、他の物に代替することが困難である用途を除き、その使用が禁止されているところである。航空機や部品等の洗浄剤や作動油へのPFOsの使用は、当該代替することが困難である用途として認められていない。

四について
お尋ねの「業界の標準的な慣行」が指す内容については、米側に照会中であり、現時点でお答えすることは困難である。

五について

お尋ねの嘉手納飛行場における消火剤の流出事案に係る事実関係については、米側に照会中であり、政府の認識及び今後の対応について現時点で確たることを申し上げることは困難である。

六について

お尋ねの米側から通報があつた嘉手納飛行場における泡消火剤や燃料等の漏出事案に関する文書は保存期間が五年であるため、平成二十一

年度以前の内容をお示しすることは困難であるが、平成二十一年度から平成二十七年度までに

おける年度ごとの①発生年月日、②発生原因、

③漏出した品目、④漏出した量、⑤PFOsを

含む含有有害物質の種類、⑥嘉手納飛行場外への漏出の有無、⑦回収措置等の内容、⑧地元自治体への通報の日時及び⑨地元自治体への通報

の内容をお示しすると、次のとおりである。政府としては、引き続き、米側に対して、同種事案の再発防止の徹底を求めていく考えである。

平成二十二年度

①平成二十一年九月二十七日 ②燃料タンク

のバルブが外れたため ③燃料 ④約七百八十ガロン ⑤不明 ⑥無 ⑦吸着及び酵素の散

布 ⑧平成二十二年九月二十八日 ⑨事実関係

を通報

①平成二十一年一月二十日 ②風により飛

散 ③泡消火剤 ④不明 ⑤不明 ⑥有 ⑦自然消滅 ⑧平成二十三年一月二十日 ⑨事実関係

を通報

平成二十三年度

①平成二十三年六月三日 ②燃料タンクのバ

ルプの閉め忘れ ③燃料 ④約五ガロン ⑤不

明 ⑥無 ⑦不明 ⑧平成二十三年六月七日

⑨事実関係を通報

①平成二十三年八月十六日 ②燃料系統の不具合 ③燃料 ④約三十から約五十ガロン ⑤不明 ⑥無 ⑦不明 ⑧平成二十三年八月十

七日 ⑨事実関係を通報

平成二十四年度

①平成二十四年六月十五日 ②燃料システムへの圧力過剰 ③燃料 ④約十ガロン ⑤不明 ⑥無 ⑦吸着 ⑧平成二十四年六月十五日 ⑨事実関係を通報

平成二十五年度

①平成二十四年六月二十七日 ②下水管の破損 ③污水 ④不明 ⑤不明 ⑥無 ⑦消毒剤の散布 ⑧平成二十四年六月二十八日 ⑨事実関係を通報

平成二十六年度

①平成二十五年四月三日 ②不明 ③燃料 ④約二十五ガロン ⑤不明 ⑥無 ⑦清掃

⑧平成二十五年四月四日 ⑨事実関係を通報

平成二十七年度

①平成二十五年四月二十五日 ②不明 ③燃料 ④約十ガロン ⑤不明 ⑥無 ⑦吸着

⑧平成二十五年四月二十五日 ⑨事実関係を通報

平成二十八年度

①平成二十五年六月三日 ②下水管の破損 ③汚水 ④不明 ⑤不明 ⑥無 ⑦別の汚水ポンプによるくみ上げ ⑧平成二十五年六月四日 ⑨事実関係を通報

平成二十九年度

①平成二十五年十一月五日 ②フオーリクリフトが地下道の天井部に衝突 ③油圧オイル

④約五から約二十ガロン ⑤不明 ⑥無 ⑦不明 ⑧平成二十五年十一月五日 ⑨事実関係を通報

平成三十一年度

①平成二十六年四月十九日 ②風により飛

散 ③泡消火剤 ④不明 ⑤不明 ⑥有 ⑦自

然消滅 ⑧平成二十六年四月二十日 ⑨事実関係を通報

平成三十二年度

①平成二十六年六月十九日 ②風により飛

散 ③泡消火剤 ④不明 ⑤不明 ⑥有 ⑦自

然消滅 ⑧平成二十六年六月二十日 ⑨事実関係を通報

平成三十三年度

①平成二十六年十月七日 ②給油車の不具合 ③燃料 ④約二十五ガロン ⑤不明 ⑥無 ⑦吸着 ⑧平成二十六年十月七日 ⑨事実関係を通報

合 ③燃料 ④約二百ガロン ⑤不明 ⑥無 ⑦吸着 ⑧平成二十六年十月七日 ⑨事実関係を通報

平成三十四年度

①平成二十七年六月一日 ②燃料放出弁の不具合 ③燃料 ④約一百ガロン ⑤不明 ⑥無 ⑦吸着 ⑧平成二十七年六月二日 ⑨事実関係を通報

平成三十五年度

①平成二十七年六月三日 ②不明 ③燃料 ④約二十五ガロン ⑤不明 ⑥無 ⑦吸着 ⑧平成二十七年六月三日 ⑨事実関係を通報

平成三十六年度

①平成二十八年二月二十六日 在京アメリカ合衆国大使館に対して早期の回答を求めたが、本件に関する米側とのやり取りの詳細について明瞭化することは、相手国との関係もあり、差し控えたい。

外務省としては、沖縄防衛局の対応を踏まえ、平成二十八年二月二十六日 在京アメリカ合衆国大使館に対して早期の回答を求めたが、本件に関する米側とのやり取りの詳細について明瞭化することは、相手国との関係もあり、差し控えたい。

七について

お尋ねの「理由」は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(平成二十七年外務省告示第三百五十一号)の交渉の経緯に係るものであり、これにお答えすることは、相手国との関係もあり、差し控えたい。なお、御指摘の「日本側として環境汚染を疑う場合」には、米側からの通報がない場合においても、昭和四八年の環境に関する協力についての日米合同委員会合意に従つて米側に調査要請や立入申請等を行うことは可能であり、個別具体的な事案に即して、適切に対応してまいりたい。

平成二十八年四月二十一日 衆議院会議録第二十六号 議長の報告

一一

九について

平成二十八年一月二十一日付けの沖縄県から沖縄防衛局への要請書の英訳については、同企画部地方調整課の担当職員一名が作成し、同部内でしかるべきチェックを経たところであるが、英訳の一部に必ずしも適切とは言えないものがあつたことを確認しており、今後、チエック体制に万全を期してまいりたい。

他方、同月二十二日、同局は嘉手納飛行場の米側担当者と面会した際、同県からの要請書及び当該英訳を提示するとともに、その内容に関して十分説明も行っていることから、当該要請書の趣旨は米側に正確に伝達されたものと認識しております。また、当該英訳については、同年四月十三日に同県から求めがあつたことから、同日、同県に対して提示したところである。

さらに、同年二月二十二日付けの同局から米側への要請書については、政府としての立場を表明したものであるが、当該要請書についても同年四月十三日に同県から求めがあつたことから、同日、同県に対して提示したところである。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十八年一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のよう

に改正する。
目次中「第二十条」を「第二十五条」と、「第二十一条—第二十四条」を「第二十六条—第二十九条」に、「第二十五条」を「第三十条」に改める。

第一条中「増大している」を「増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつある」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「共同して」を削る。

第二条第二号中「特定流通業務施設を中心として」を「二以上者の者が連携して」に改め、「集約」の下に「効率性の高い輸送手段の選択」を、「資する」の下に「とともに、流通業務の省力化を伴う」を加え、同条第三号中「仕分け及び搬送の自動化等荷さばき」を「搬入及び搬出の円滑化を図るために情報処理システムその他の輸送」に改め、「物資の受注及び発注の円滑化を図るために情報処理システム」を削り、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を第十七号とし、第十一号を第十六号とし、同号の前に次の六号を加える。

十 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業をいう。

十一 貨物運送一般旅客定期航路事業 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第五項の一般旅客定期航路事業(本邦の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。)のうち貨物の運送を行うものをいう。

十二 貨物鉄道事業 鉄道事業法(昭和六一年法律第九十二号)第二条第一項の鉄道事業

者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものを行ふ。

十三 貨物軌道事業 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。

十四 トラックターミナル事業 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第二百三十六号)によるトラックターミナル事業をいう。

十五 倉庫業 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百二十一号)第一条第二項の倉庫業をいう。

第三条第二項第一号中「意義」の下に「及び目標」を加え、同項第五号中「他の事業者との連携又は事業の共同化により」を削る。

第四条第一項中「単独で又は共同で」を「共同して」に改め、同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「含む。」の下に「又は鉄道事業法第十八条を加え、同号を同項第五号とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業」を第三項各号に掲げる事項に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業」を第三項各号に掲げる事項(港湾流通拠点地区において同各号に掲げる事項(港湾流通拠点地区において同項の特定流通業務施設の整備を行うものに係るものに限る。次項において同じ。)に改め、同項を同項を同条第九項とし、同条第五項中「特定流通業務施設の整備を行う事業」を「第三項各号に掲げる事項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

六 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物運送一般旅客定期航路事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第五

一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、運輸審議会に諮るものとする。

7 国土交通大臣は、総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者(道路法(昭和二十七年法律第二百八号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。)に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する都道府県公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は都道府県公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第四条第三項第一号中「前項第一号から第四号までに掲げる」を「総合効率化計画に記載された」に改め、同項第二号中「前項第二号から第六号までに掲げる」を「総合効率化計画に記載された」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「第六条第一項第一号から第四号まで」を「第六条第一項各号(第五号を除く。)」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号中「第六条第一号から第三号まで」を「第六条各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第六号を加える。

6 国土交通大臣は、軌道法第二条の特許を要する事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、運輸審議会に諮るものとする。

8 國土交通大臣は、軌道法第二条の特許を要する事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、運輸審議会に諮るものとする。

七 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物鉄道事業の内容が鉄道事業法第五条第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。
八 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

九 総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が自動車ターミナル法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載されたトラックターミナル事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。
十 総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業に該当するものについては、当該事業を実施する者が倉庫業法第六条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

十一 総合効率化計画に前項各号に掲げる事項が記載されている場合には、同項の特定流通業務施設の立地、規模、構造及び設備が同項第一号の区分に従い主務省令で定める基準に適合すること。
十二 総合効率化計画には、前項各号に掲げる事項の特例」を付し、同条を第九条とする。

第十二条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軽自動車運送事業についての貨物自動車運送事業の総合効率化計画に記載することができる。
第十三条 第二項の表第三条第一項の項中「特定認定総合効率化計画」を「特定認定総合効率化計画」に改め、同条第二項の表第三条第一項の項中「第十一条第一項第一項第一号」を「平成十七年法律第八十五号」第十一条第一項第一項に改め、同条を第十八条とする。

2 貨物運送一般旅客定期航路事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第十一條第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一條第三項若しくは第十五条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者（貨物鉄道事業について鉄道事業法第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

(軌道法の特例)

第十四条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業についての軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。

2 貨物軌道事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業についての軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 トラックターミナル事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業についての自動車ターミナル法第十一條第一項の許可若しくは同法第十二条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第十条、第十一條第三項、第十二条第五項若しくは第十三条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(倉庫業法の特例)

第十六条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての軌道法第十五条、第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二条ノ二の許可又は同法第二十二条若しくは同法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十七条第一項の認可を受けなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 倉庫業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業についての倉庫業法第三条の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

(自動車ターミナル法の特例)

第十五条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業についての自動車ターミナル法第七条第一項の変更登録若しくは同法第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画について第五条第一項の認定を受けたときとされる場合におけるこの法律の施行後に対した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 貨物運送一般旅客定期航路事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第十一條第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一條第三項若しくは第十五条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に対した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

右
国会に提出する。

平成二十八年一月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

港湾法の一部を改正する法律

港湾法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部
を次のように改正する。

目次中「第四章 港湾区域及び臨港地区(第三十
七条—第四十一条)」を「第四章 港湾区域及び臨
港地区(第三十七条—第四十一条)」に、「第六
十四条」を「第六十六条」に改める。

八三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施
設その他の港湾の利用に関する情報を提供す
るための施設

第三十七条规定中「左の各号の一に掲げる」を
「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項た
だし書中「但し」を「ただし」に改め 同項第一号中
「公共空地」の下に「(以下「港湾区域内水域等」とい
う。)」を加え、同項第一号中「港湾区域内の水域又
は公共空地」を「港湾区域内水域等」に改め、同項
第三号中「用水きよ又は排水きよ」を「用水渠又は
排水渠」に改め、同條第四項中「港湾区域内の水域
又は公共空地」を「港湾区域内水域等」に改め、同
項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三十七条の三を第三十七条の十一とし、第三
十二条の二の次に次の八条を加える。
(公募対象施設等の公募占用指針)

第三十七条の三 港湾管理者は、第三十七条第一
款の規定による公募占用指針を定め、

項目の許可(長期間にわたり使用される施設又は
工作物の設置のための同項第一号の占用に係る
ものに限る。第三項、第三十七条の八第二項及
び第三項並びに第三十七条の十第三項において
同じ。)の申請を行うことができる者を公募によ
り決定することが、港湾区域内水域等を占用す
る者の公平な選定を図るとともに、再生可能工
ネルギー源(電気事業者による再生可能エネル
ギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十
三年法律第八号)第二条第四項に規定する再
生可能エネルギー源をいう。)の利用その他の公
共の利益の増進を図る上で有効であると認めら
れる施設又は工作物(以下「公募対象施設等」と
いう。)について、港湾区域内水域等の占用及び
公募の実施に関する指針(以下「公募占用指針」
という。)を定めることができる。

八 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めな
ければならない。
一 公募占用指針の対象とする公募対象施設等
の種類
二 当該公募対象施設等のための港湾区域内水
域等の占用の区域
三 当該公募対象施設等のための港湾区域内水
域等の占用の開始の時期
四 港湾区域内水域等の占用の期間が満了した
場合その他の事由により港湾区域内水域等の
占用をしないこととなつた場合における当該
公募対象施設等の撤去に関する事項
五 第三十七条の六第一項の認定の有効期間
六 占用料の額の最低額
七 占用予定者を選定するための評価の基準
八 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に
関する事項その他必要な事項

3 前項第二号の区域は、港湾管理者の管理する
水域施設の区域その他の第三十七条第一項の許
可の申請を行うことができる者を公募により決
定することが港湾の開発、利用、保全又は管理
上適切でない区域として国土交通省令で定める
区域については定めないものとする。

六 工事の時期
七 当該公募対象施設等の維持管理の方法
八 港湾区域内水域等の占用の期間が満了した
場合その他の事由により港湾区域内水域等の
占用をしないこととなつた場合における当該

九 占用料の額
十 資金計画及び収支計画
十一 その他国土交通省令で定める事項
十二 公募占用計画の提出は、港湾管理者が公示す
る一月を下らない期間内に行わなければならな
い。
十三 公募対象施設等の撤去の方法

十四

5 第二項第六号の占用料の額の最低額は、第三
十七条第四項の規定により条例又は第十二条の
二の規程で定める額を下回つてはならないもの
とする。
6 港湾管理者は、第二項第七号の評価の基準を
定めようとするときは、国土交通省令で定める
ところにより、あらかじめ、学識経験者の意見
を聽かなければならない。
7 港湾管理者は、公募占用指針を定め、又はこ
れを変更したときは、遅滞なく、これを公示し
なければならない。
(公募占用計画の提出)

14 第三十七条の四 公募対象施設等を設置するため
港湾区域内水域等を占用しようとする者は、公
募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用
に関する計画(以下「公募占用計画」という。)を作
成し、その公募占用計画が適当である旨の認
定を受けるための選定の手続に参加するため、
これを港湾管理者に提出することができる。
二 当該公募対象施設等のための港湾区域内水
域等の占用が第三十七条第二項の許可をして
はならない場合に該当しないものであるこ
と。
三 当該公募対象施設等及びその維持管理の方
法が国土交通省令で定める基準に適合するこ
と。
四 当該公募占用計画を提出した者が不正又は
不誠実な行為をするおそれが明らかな者でな
いこと。
五 港湾区域内水域等の占用の目的
六 港湾区域内水域等の占用の区域
七 港湾区域内水域等の占用の期間
八 公募対象施設等の構造
九 工事実施の方法

15 第三十七条の四 前項の規定により審査した結
果、公募占用計画が同項各号に掲げる基準に適
合していると認められるときは、第三十七条の
三第二項第七号の評価の基準に従つて、その適

官 報 (号 外)

合していると認められた全ての公募占用計画について評価を行うものとする。

3 港湾管理者は、前項の評価に従い、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を占用予定者として選定するものとする。

4 港湾管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聽かなければならない。

5 港湾管理者は、第三項の規定により占用予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

(公募占用計画の認定)

第三十七条の六 港湾管理者は、前条第五項の規定により通知した占用予定者が提出した公募占用計画について、港湾区域内水域等の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 港湾管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した港湾区域内水域等の区域及び占用の期間を公示しなければならない。
(公募占用計画の変更等)

第三十七条の七 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた公募占用計画を変更しようとする場合においては、港湾管理者の認定を受けなければならぬ。

2 港湾管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認められる場合に限り、同項の認定をするものとする。

一 變更後の公募占用計画が第三十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。
二 当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3 前条第二項の規定は、第一項の変更の認定をした場合について準用する。

(公募を行つた場合における港湾区域内水域等の占用の許可等)

第三十七条の八 認定計画提出者は、第三十七条の六第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた公募占用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定公募占用計画」という。)に従つて公募対象施設等の設置及び維持管理をしなければならない。

2 港湾管理者は、認定計画提出者から認定公募占用計画に基づき第三十七条第一項の許可の申請があつた場合においては、同項の許可を与えるなければならない。

3 港湾管理者が前項の規定により第三十七条第一項の許可を与えた場合においては、同項の許可を與えなければならない。

一 認定計画提出者が第三十七条の八第一項の規定に違反したとき。
二 認定計画提出者が詐欺その他不正な手段に係る占用料の額は、同条第四項の規定にかかるわらず、認定公募占用計画に記載された占用料の額(当該額が第三十七条第四項の規定により計画の認定を受けたとき。
三 港湾管理者は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

2 第一条の規定により計画の認定が取り消された場合は、当該条例又は当該規程で定める額とする。

3 第一条の規定により計画の認定が取り消されたときは、当該計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた第三十七条第一項の許可は、その効力を失う。

4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第三十七条の六第二項の許可の権利を有しない。

第五章の次に次の二章を加える。

第四章の二 港湾協力団体の指定

第一条の二 港湾管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行つことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、港湾協力団体として指定することができる。

2 港湾管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該港湾協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 港湾協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を港湾管理者に届け出なければならぬ。

4 港湾管理者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

5 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 港湾の開発・利用、保全及び管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第六章の二 港湾協力団体の監督

第一条の二 港湾管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行つことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、港湾協力団体として指定することができる。

2 港湾管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該港湾協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 港湾協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を港湾管理者に届け出なければならぬ。

4 港湾管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

5 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 港湾の開発・利用、保全及び管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

る業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、港湾協力団体に対し、その業務に關し報告をさせることができ

2 港湾管理者は、港湾協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、港湾協力団体に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 港湾管理者は、港湾協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 港湾管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十一条の五 国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾協力団体に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(港湾協力団体に対する許可の特例)

第四十一条の六 港湾協力団体が第四十一条の三各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第三十七条第一項の規定の適用については、港湾協力団体と港湾管理者との協議が成立することをもつて、当該規定による許可があつたものとみなす。

第四十五条の三の次に次の二条を加える。

(特定港湾情報提供施設協定の締結等)

第四十五条の四 港湾管理者は、港湾の利用に関する情報の効率的かつ効果的な提供を図るために、その管理する港湾において港湾管理者以外の者が所有する港湾情報提供施設(これに附帯する港湾情報提供施設以外の港湾施設を含む)を

以下この項において「特定港湾情報提供施設」という。)を自ら管理する必要があると認めるときは、特定港湾情報提供施設所有者等当該特定港湾情報提供施設の敷地である土地(建築物その他の工作物に特定港湾情報提供施設が設けられてい場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該特定港湾情報提供施設に係る部分)の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く)を有する者をいう。次項及び第四十五条の六において同じ。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下「特定港湾情報提供施設協定」という。)を締結して、当該特定港湾情報提供施設の管理を行なうことができる。

一 特定港湾情報提供施設協定の目的となる特定港湾情報提供施設(以下「協定特定港湾情報提供施設」という。)

二 協定特定港湾情報提供施設の管理の方法

三 特定港湾情報提供施設協定の有効期間

四 特定港湾情報提供施設協定に違反した場合の措置

五 特定港湾情報提供施設協定の掲示方法

六 その他協定特定港湾情報提供施設の管理に關し必要な事項

2 特定港湾情報提供施設協定については、特定港湾情報提供施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。

(特定港湾情報提供施設協定の総覽等)

第四十五条の五 港湾管理者は、特定港湾情報提供施設協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該特定港湾情報提供施設協定を当該公告

の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該特定港湾情報提供施設協定について、港湾管理者に意見書を提出することができる。

3 港湾管理者は、特定港湾情報提供施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該特定港湾情報提供施設協定の写しを港湾管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、特定港湾情報提供施設協定において定めるところにより、協定特定港湾情報提供施設又はその敷地内の見やすい場所に、港湾管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、特定港湾情報提供施設協定において定めた事項の変更について準用する。

(特定港湾情報提供施設協定の効力)

第五十六条の四 第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた特定港湾情報提供施設協定は、その公示のあつた後において協定特定港湾情報提供施設の特定港湾情報提供施設所有者等となつた者に対して公示する。

(罰則)

第六十一条 地方公共団体の職員又は港務局の委員、監事若しくは職員が、第三十七条の六第一項の規定による認定に關し、その職務に反し、當該認定を受けようとする者に談合を唆すこと

と、當該認定を受けようとする者に當該認定に係る公募(以下「占用公募」という。)に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、當該占用公募の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 偽計又は威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 占用公募につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

附則第二十六項及び第三十一項中「第六十四条第一項第三号」を「第六十六条第一項第三号」に改め、第一項第三号」を「第六十六条第一項第三号」に改める。

第五十六条の四第一項第一号ハ中「第三十七条第三第一項」を「第三十七条の十一第一項」に改める。

第六十四条を第六十六条とする。

第六十三条中「第六十一條第三項」を「第六十二条又は第六十三条第三項」に、「又は第八項」を「若しくは第八項」に、「各本項」を「各本条」に改め、同条を第六十五条とし、第六十二条を第六十四条とする。

第六十一条の前の見出しを削り、同条第四項第二号中「第三十七条の三第一項」を「第三十七条の十一第一項」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十条の五の次に次の見出し及び二条を加える。

(施行期日)
附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

この法律の施行に關し必要な經過措置は、政令で定める。

(検討)

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の港湾法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

我が国において外航旅客船の寄港回数が増加している状況を踏まえ、一定の旅客施設等を特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として追加するとともに、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るために、当該港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行う者を公募により決定する制度を創設ができる者を公募により決定する制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)

に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国において外航旅客船の寄港回数が増加している状況を踏まえ、外航旅客船に対応した旅客施設等を無利子貸付制度の対象施設として追加することとともに、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内の水域等の有効活用を図ること。

(一) 公募による占用許可制度の創設

(一) 港湾管理者は、港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行う者を公募により決定することができる。占用する者の公平な選定や、再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる施設又は工作物(公募対象施設等)について、公募占用指針を定めることができる。

二 議案の可決理由

我が国において外航旅客船の寄港回数が増加している状況を踏まえ、一定の旅客施設等を特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として追加するとともに、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を創設する等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成二十八年度一般会計予算において、埠頭整備等資金貸付金に係る経費が約四十六億円の中には、公募占用計画を港湾管理者に提出している。

平成二十八年四月二十日

衆議院議長 大島 理森殿

め、占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として、外航旅客船に対応した旅客施設等を追加すること。

出した者を占用予定者として選定すること。また、その者が提出した公募占用計画について、港湾区域内水域等の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が適当である旨の認定をすること。

四 認定された公募占用計画の提出者は、計画に従つて公募対象施設等の設置及び維持管理を行なうこと。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号を次のように改める。

十 設備の輸出等 次のいずれかに該当するもの

株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改める。

平成二十八年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

律案

右
国会に提出する。

めるものを含む。第三十二条並びに第三十三条第一項及び第六項を除き、以下同じ。」を加える。

第四条に次の二項を加える。
三 会社は、第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第十一条第一号から第三号までの規定中「を貸し付け」を「の貸付けを行い」に改め、同条第四号中「以下同じ」を削り、「を貸し付け」を「の貸付けを行ひ」に改め、同条第五号中「を貸し付ける」を「の貸付けを行う」に改める。

第十二条第一項第一号中「利子」の下に「(利子と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。)」を加え、同条第二項を次のように改める。
2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 銀行等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な設備の輸出等に係る資金の貸付けを外国の法人等に対して行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

二 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となつた場合において、これに対処するため会社の業務の特例が必要となつた旨を財務大臣が定めたとき。

第十二条第五項中「を貸し付けるもの」を「の貸付け」に、「貸し付ける場合」を「貸付けを行う場合」に改め、同条第六項第二号中「を貸し付ける」を「の貸付けを行う」に改め、同号に次のように加える。

ハ 我が国の法人等、外国政府等又は出資外

國法人等に対する前条第二号に規定する資金の貸付け(海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。)

第十二条第六項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う場合における号を加える。

四 第十二条第十項中「第六号」を「第七号」に改め、同項に次の二号を加える。

五 第十二条第十一項第一号若しくは「認められる場合」の下に「(認められる場合に限り、行うことができる。)」を取得する場合

六 第十二条第十一項第一号若しくは「認められる場合」の下に「(認められる場合に限り、行うことができる。)」を加える。

七 法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権いすれも償還期限が一年を超えるものに限る。)」を加える。

八 第十二条第十一項第一号若しくは「認められる場合」の下に「(認められる場合に限り、行うことができる。)」を加える。

九 第十二条第十一項第一号若しくは「認められる場合」の下に「(認められる場合に限り、行うことができる。)」を加える。

十 第十二条第十一項第一号若しくは「認められる場合」の下に「(認められる場合に限り、行うことができる。)」を加える。

十一 第十二条第十一項第一号若しくは「認められる場合」の下に「(認められる場合に限り、行うことができる。)」を加える。

けを除く。)、当該取得(同号の規定による公社債等の取得を除く。)、当該債務の保証等又は(同号の規定による債務の保証等を除く。)又は当該出資(いざれも海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。)に係るものとして財務省令で定めるものとす。次項及び第十六条第二項において同じ。)の利率(利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。)貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合(前号に掲げる場合を除く。)。

第十三条第二項中「会社の」を「第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞの勘定における号に改める。

第十三条の次に次の二条を加える。

(特別業務指針)

第十三条の二 財務大臣は、会社が次に掲げる業務(以下「特別業務」という。)を行うに当たつて従うべき指針(次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

一 前条第一号に掲げる場合に行う第十一条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務

二 前号に掲げる業務に係る第十一号第七号に掲げる業務

三 前二号に掲げる業務に係る第十一号第八号に掲げる業務

四 前三号に掲げる業務(第二号に掲げる業務を除く。)に係る第十一号第九号に掲げる業務

五 特別業務指針は、次に掲げる事項について定

めるものとする。

一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は

出資を行うに当たつて従うべき基準

二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項

四 特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項

五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

六 その他特別業務の適確な実施を確保するため必要な事項

七 (特別業務基本方針)

第十三条の三 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針(次項において「特別業務基本方針」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となつたと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第十六条第二項中「利息」の下に「(利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。)」を「借入金」の下に「(借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。)」を加える。

第十六条第二項第一項及び第三項において同じ。)」を加える。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第二十六条の二 会社は、次に掲げる業務ごとに

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定、第十三条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の次に一条を加える改正規定、

第二十七条第一項及び第三十一条の改正規定、第三十三条第六項の改正規定(「短期借入金」の下に「外国通貨長期借入金」を加える部分を除く)、同条第七項及び第八項の改正規定、同条に二項を加える改正規定並びに第四十六条の改正規定並びに附則第五条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第二十二条第一項の表第三十三条规定の改正規定を除く)及び第八条の規定は、平成二十九年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

(貸付金及び利率の定義に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(附則第四条第一項において「施行日」という)から前条ただし書に規定する規定の施行の日(次条第一項においては、同項中「貸付金」の額により特別業務に係る勘定に属する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

(株式会社日本政策金融公庫の株式の無償譲渡 第四条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第十二条第一項の規定による改正後の株式会社国際協力銀行法第十三条第二項の規定の適用について)

「一部施行日」という。)までの間ににおけるこの法律(前条ただし書に規定する改正規定を除く)による改正後の株式会社国際協力銀行法第十三条第二項の規定の適用については、同項中「貸付金」とあるのは「貸付金(貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。)」と、「利率」とあるのは「利率(利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。)」とする。

(株式会社国際協力銀行の資産等の帰属する勘定)

第三条 株式会社国際協力銀行(以下「会社」といふ。)は、一部施行日に、一部施行日における会社の資産及び負債並びに資本金、準備金及び剩

余金を、これらの帰属に関し必要な事項を定めた計画書において定めるところに従い、附則第三条ただし書に規定する改正規定による改正後法」という)第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第二前項の計画書は、会社が、政令で定める基準に従つて作成し、財務大臣の認可を受けたものでなければならない。

3 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

4 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

5 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

6 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

7 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

8 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

9 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

10 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

11 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

12 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

13 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

14 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

15 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。

16 会社は、第一項の規定により整理した場合に

は、特別業務(新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。)に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少

第二十二条第一項の表中	
第八号	行う業務
	行う業務(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第十八条第一項中「次条各号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。 一 駐留軍再編促進金融業務以外の業務

第二十六条の三第一項	前条 において、同法 第二十六条 の二
前条及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二 において、会社法 第二十六条の二及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号) の二 〔駐留軍再編特別措置法〕といふ。)第十八条の二	資により増加する資本金又は準備金が旧公庫法 第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に整 理されたものに限る)によって取得した公庫の 株式は、施行日に、公庫に無償譲渡されるもの とする。

株式会社国際協力銀行法第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二	株式会社国際協力銀行法第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
二十六条の二	二十六条の二
同条の	これらの
第三十一条第一項	駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する第三十一条第一項
第三十一条第三	第三十一条第二項
同条第一項	第三十一条第二項
前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
同法	会社法
第二十六条の二	第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
同条の	これらの
第三十一條第一項及	第三十一條第一項の表第三十一條第一項の項及び第三十一條第一項の表第三十一條第一項の項を次のように改める。
第二十六条の三第三	第二十六条の二及び駐留軍再編促進金融業務
同条	これら
第三十一條第五項	前条及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務
第三十二条第一項の表第三十一條第一項の項及び第三十二條第一項の表第三十一條第四項の項を削り、同表第三十三條第一項の項中「駐留軍再編促進金融業務を含む」の下に「。第四項において同じ」を加え、同項の次に次のように加える。	第三十二条第一項の表第三十一條第一項の項及び第三十二條第一項の項を削り、同表第三十三條第一項の項中「駐留軍再編促進金融業務を含む」の下に「。第四項において同じ」を加え、同項の次に次のように加える。
第三十三条第十項	第三十三条第十項
又は社債の発行をして	若しくは社債の発行をし、又は駐留軍再編特別措置法第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項の規定により資金の借入れをし、若しくは駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により交付を受けて
第二十六条の二	第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
同条各号に掲げる業務	第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二
金融業務	第二十六条の二及び駐留軍再編促進金融業務

第七条 附則第二条及び前条に定めるもののか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。 (特別業務の在り方の検討)	第八条 政府は、附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特別業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による特別業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
理由	我が国の企業の海外展開をより有効に支援するため、株式会社国際協力銀行について、海外における社会資本の整備に関する事業に係る業務の方針に関する規制の合理化を行うとともに、銀行等からの外國通貨による長期借入れを可能とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書 議案の目的及び要旨	本案は、我が国の企業の海外展開をより有効に支援するため、株式会社国際協力銀行(以下「会社」という。)について、海外における社会資本の整備に関する事業に係る業務の方針に関する規制の合理化を行うとともに、銀行等からの外國通貨による長期借入れを可能とする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。
1 海外における社会資本の整備に関する事業に係る特別業務	(一) 会社は、海外における社会資本の整備に関する事業向けの貸付け等について、個々の貸付け等の償還が確実であると認められる場合以外にも、当該貸付け等に係る条件を適切に定めた上で行うことができるること。
2 会社は、銀行その他の金融機関から外國通貨長期借入金の借入れができること。	(二) 会社は、(一)の貸付け等を行ふ際、業務全体での収支相償を確保するとともに、当該業務について勘定を設け、区分して経理すること。
3 その他の業務	(三) 会社は、銀行等が我が国の法人等に対する資金の貸付け(海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金に係るものに限る。)を行う場合等において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができる。

行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うことがで

きること。

(三) 会社は、法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債等を取得すること。

(四) 設備の輸出等の定義に、設備等で我が國の法人等若しくは出資外国法人等により海外で生産されたものを海外で販売すること等を加えること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

ただし、一部の規定は、平成二十九年三月三十日までの間において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の企業の海外展開をより有効に支援するため、会社について、海外における社会資本の整備に関する事業に係る業務の方法に関する規制の合理化を行うとともに、銀行等からの外国通貨による長期借り入れを可能とする等の措置を講ずるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付すことに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十八年度財政投融資特別会計予算(投資勘定)に三百三十億円が計上されている。

右報告する。

平成二十八年四月十九日

財務金融委員長 宮下 一郎

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 國際協力銀行の財務の健全性を維持しつつ、我が国企業の海外展開を積極的に支援できる体制を整えるため、新たに創設される特別業務に係る勘定において十分な資本が確保されるよう、政府として必要な財政上の措置を講ずること。

二 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律案

右 国会に提出する。
平成二十八年三月十一日
内閣総理大臣 安倍晋三
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律

第一条 内閣府関係(第一条—第三条)
第二章 総務省関係(第四条)
第三章 文部科学省関係(第五条)
第四章 厚生労働省関係(第六条—第九条)
第五章 農林水産省関係(第十条—第十二条)
第六章 経済産業省関係(第十三条)
第七章 國土交通省関係(第十三条—第十四条)
第八章 環境省関係(第十五条)

目次

第一章 内閣府関係(第一条—第三条)
第二章 総務省関係(第四条)
第三章 文部科学省関係(第五条)
第四章 厚生労働省関係(第六条—第九条)
第五章 農林水産省関係(第十条—第十二条)
第六章 経済産業省関係(第十三条)
第七章 國土交通省関係(第十三条—第十四条)
第八章 環境省関係(第十五条)

附則 第一章 内閣府関係
(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「港務局」の下に「(第八十二条第一項において「港務局」という。)」を加える。

第七十六条の四第一項中「道路管理者(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては国土交通大臣)」を、「(第八十二条第一項において「港務局」という。)」と同様に規定する道路管理者(同法第三条第二号イの道路(同法第六項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。)を管理している者に限る。第七十六条の七第二項において同じ。)」と同様に規定する港湾管理者(同法第五項第四号の道路(同法第六項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。)を管理している者に限る。第七十六条の七第三項において同じ。)」又は漁港管理者(漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第三条第二号イの道路(同法第四十条第一項又は第二項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。)を管理している者に限る。第七十六条の七第三項において同じ。)」をいう。

第七十七条の四第一項中「道路管理者(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては国土交通大臣)」を、「(第八十二条第一項において「港務局」という。)」を改め、同条第三項中「道路管

理者(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)」を「道路管理者等」に改め、同条第三項中「道路管

第七十六条の六第一項中「道路管理者」を「第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等」(以下この条において「道路管理者等」という。)に改め、同条第二項から第四項までの規定中「道路管理者」を「道路管理者等」に改める。

第七十六条の七中「この条」を「この項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 國土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に關し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該港湾管理者に對し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

3 農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に關し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該漁港管理者に對し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

官 第七十六条の八中「及び前条」を「並びに前条第一項及び第二項」に改める。

第八十二条第一項中「地方公共團體」の下に「(港務局を含む)」を加える。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年年法律第二十七号)の一部を次のように改正す

法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「及び市町村」を「市町村及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第七項中「又は市町村」を「市町村又は公立大学法人」に改める。

第十二条第一項中「(都道府県)の下に「(公立大学法人を含む。第十七条第一項において同じ。)」を加える。

第十三条第一項中「(都道府県)の下に「(都道府県が単独で又は他の地方公共團體と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を加える。

第十六条第一項中「(以下この条及びを、「同じ。)の下に「(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を加え、「次条第一項」を「同条第一項」に改める。

第十八条第三項中「当該指定都市等」の下に「(当該指定都市等が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を加える。

第十九条第一項中「(都道府県)の下に「(都道府県が単独で又は他の地方公共團體と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を加える。

第二十六条第一項中「(地方公共團體)の下に「(公立大学法人を含む。)」を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十八の項中

市町村長

都道府県知事等

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校(次項において「学校」という。)を附属させて設置することができる。

2 設立団体の長は、前項の規定により公立大学法人が設置する学校に係るこの法律、他の法令又は設立団体の条例若しくは規則の規定に基づく事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

官 報 (号 外)

特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等（その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以下同じ。）を定めることができる。

特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

（事業の廃止）

第二十九条の二 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第二十九条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の職業紹介事業を行わせてはならない。

（取扱職種の範囲等の明示等）

第二十九条の四 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等、苦情の処理に関する事項その他無料の職業紹介事業の業務の内容に関するあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

（公共職業安定所による情報提供）

第二十九条の五 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報の提供を希望するときは、当該特定地方公共団体に対して、求人又は求職に関する情報を（電子生労働省令で定めるものを電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとす。

（公共職業安定所による援助）

第二十九条の六 公共職業安定所は、特定地方公共団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

（特定地方公共団体の責務）

第二十九条の七 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業の運営に当たっては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（準用）

第二十九条の八 第二十条の規定は、特定地方公共団体が無料の職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「特定地方公共団体」と、同条第二項中「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を特定地方公共団体に通報するもの」とし、当該通報を受けた特定地方公共団体は、「と読み替えるものとする。

（施行規定）

第二十九条の九 この章に定めるもののほか、特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（第七章 国と地方公共団体との連携等）

第三十一条中「施策が」を「施策について、相互通報協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、」に改める。

第三十二条 第三十三条第一項中「児童福祉」の下に「及び精神障害者福祉」を加える。

（雇用対策法の一部改正）

第八条 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「職業安定機関」の下に「及び特定地方公共団体」を加え、「から第三十条の四まで」を「及び第三十三条の三」に改め、同条第四項中「第三十二条の十六まで」を「前条まで」に、「第三十二条の十六第二項」を「前条第二項」に改める。

（第七章 雜則（第三十一条・第三十八条）を「第七章 雜則（第三十三条・第四十条）」に改め、同条第三十一條・第三十二条に改める。）

第三十四条 第三十三条の四を削る。

第三十五条 第三十三条の五中「第三十三条の三第一項」を削り、同条を第三十三条の四とする。

第三十六条 第三十三条の六を第三十三条の五とし、第三十三条の七を第三十三条の六とする。

第三十七条 第三十三条の七を第三十三条の六とし、第三十三条の八を第三十三条の七とする。

第三十八条 第三十三条の五を「第三十三条の四」に改める。

第三十九条 第三十二条第一項中「職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、職業紹介事業者」に、「当該職業紹介事業者」を「当該特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者」に改める。

第四十条 第三十二条第一項中「労働者の募集又は」を「」を行なう者（第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行なう場合における特定地方公共団体を除く。）又は労働者の募集若しくはに改める。

第四十一条 第三十二条第一項中「第三十五条」を「第三十八条の見出しを削り、同条第一項第三号中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項第四号中「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同条を第四十条とする。

第四十二条 第三十七条を「第三十八条」とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

（罰則）

第三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 第三十七条を「第三十八条」とし、第三十二条を「第三十七条」とし、第三十二条から第三十五条までを一条ずつ繰り下げる。

（第七章 社会福祉法（一部改正））

第三十七条 第三十三条の次に次の一条及び章名を加える。

官報(号外)

(要請)

第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に關し必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請(以下この条において「措置要請」という。)に基づき労働者の職業の安定に關し必要な措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに當たつては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者の意見を聽かなければならない。

4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八章 雜則

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關する法律の一部改正)

第九条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「(指定検査機関の指定)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣の」を「その」に改める。

第二十二条中「厚生労働大臣」を「都道府県知

事」に改める。

第二十三条の前の見出しを削り、同条に見出しそして「指定の公示等」を付し、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日」を「主たる事務所の所在地、当該指定をした日、その食鳥検査の業務を行う事務所の所在地及びその行わせることとした食鳥検査の業務」に改め、「ときは」の下に「その」を加え、同条第二項を削る。

第三十二条第一項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、「受けなければ」の下に「その」を加え、同条第二項中「厚生労働大臣」を「その指定期定に係る都道府県知事」に改め、「により」の下に「その」を加え、同条第四項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事は、その指定検査機関に行わせる」としたに改め、「により」の下に「その」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「関係委任」を「都道府県知事」とともに、「を削り、同都道府県知事に通知するとともに、「を削り、同項を同条第三項とする。

第二十四条 削除

第二十五条第三項中「委任都道府県知事」を

「その指定に係る都道府県知事」に改める。

第二十六条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十七条第一項及び第三十八条第二項中「厚生労働大臣は、」を「都道府県知事は、その」に改め、「走めて」の下に「その行わせることとした」を加え、「又は一部」を「若しくは一部」に改め、同項第三号中「第二十八条第三項」を「第二十八条第二項」に、「第三十一条第一項」を「第三十二条」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「同項の規定により」の下に「その行わせることとした」を加え、「関係委任都道府県知事に通知するとともに、「を削る。

第三十三条第一項中「厚生労働大臣は」を「都道府県知事は、その」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣は、」を「都道府県知事は、その」に改め、「走めて」の下に「その行わせることとした」を加え、「又は一部」を「若しくは一部」に改め、同項第三号中「第二十八条第三項」を「第二十八条第二項」に、「第三十一条第一項」を「第三十二条」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「同項の規定により」の下に「その行わせることとした」を加え、「関係委任都道府県知事に通知するとともに、「を削る。

第三十四条 削除

第二十八条第一項中「厚生労働大臣」を「その

府県知事」に、「第一項」を「前項」に改め、同項

を削り、同条第三項中「厚生労働大臣」を「都道

府県知事」に改め、「第一項」を「前項」に改め、同項

を同条第二項とする。

第三十五条の見出し中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第一項中「委任都道府県知事」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十六条の見出しを「監督命令」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「受けた」の下に「その」を加え、「厚生労働大臣

に、「」の法律を施行する」を「その行わせることとした食鳥検査の業務の適正な実施を確保する」に改め、「ときは」の下に「その」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「による通知を受けた」を「によりその食鳥検査の業務の全部若しくは一部を行なうこととなる事由がなくなった」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「食鳥検査の業務を」を「その食鳥検査の業務の全部若しくは一部を行なうこととなるとき、又は同項の規定により当該食鳥検査の業務の全部若しくは一部を行なうこととなる事由がなくなった」に改め、「又は厚生労働大臣が」を「その行わせる」としたに改め、「により」の下に「その」を加え、「関係委任都道府県知事」に改め、「係る」を「ついて」に、「若しくは」を「又は」に、「指定検査機関」を「その指定検査機関」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十七条第二項及び第三十八条第二項中「厚生労働大臣又は委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「指定検査機関」を「その指定検査機関」に改める。

第三十九条第二項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に、「厚生労働大臣」を「当該都道府県知事」に改める。

第四十条第一項中「農林水産省関係第五章 農林水産省関係

第三十九条第一項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「厚生労働大臣及び委任都道府県知事」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第一項中「委任都道府県知事」に改め、「受けた」の下に「その」に改め、「受けて」の下に「その」を加え、「規定により」の下に「その」を加え、「厚生労働大臣

が」を削り、「対し」の下に「その行わせること」とこの場合において、当該保安林が、第一号に該当するとき、又は第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するた

め指定され、かつ、第二号に該当するときは農林水産大臣の同意を得なければならぬ。

(漁業近代化資金金融通法の一部改正)

第十一条 漁業近代化資金金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「特別の」を「当該資金の貸付けにより当該合計額が次に掲げる額を超えることにつき農林水産大臣が定める」に、「農林水産大臣」を「農林水産大臣(当該資金が第一項第六号から第九号までに掲げる者)うち都道府県の区域を超える区域を地区とするものその他の農林水産省令で定める漁業者等に対するもの農林中央金庫が貸し付ける資金以外のものであるときは、当該漁業者等の住所地を管轄する都道府県知事その他の農林水産省令で定める都道府県知事」に改める。

(第六章 経済産業省関係)

(工場立地法の一部改正)

第十二条 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「都道府県は、当該都道府県内の町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村に、「第三項」を「次項」に、「都道府県準則」を「市町村準則」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第一項」を削り、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中「当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合に

あつては」を削り、「市長(以下単に「市長」を「市町村長(特別区の区長を含む。以下単に「市町村長」と改める。)

第七条第一項中「当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては都道府県知事に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては市長」を「市町村長に改める。

いては、この限りでない。

第十二条第四項に次のただし書を加える。

ただし、当該特定建築設備等(前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。)のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものに

については、この限りでない。

第十二条第四項に次のただし書を加える。

〔第二項第二号〕に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「前項第二号」を

〔第二項第二号〕に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

〔第二項第二号〕に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

本二に掲げるもののほか、高齢者住宅生
活支援体制の確保に関する事項

三 計画期間

前条第三項から第八項までの規定は、市町
村高齢者居住安定確保計画について準用す
る。この場合において、同条第三項中「前項
各号」とあるのは「次条第一項各号」と、「当該
都道府県」とあるのは「当該市町村（特別区を
含む。以下この条において同じ。）」と、同条
第四項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、
「第二項第二号」とあるのは「次条第二項第二
号」と、同条第五項から第七項までの規定中
「都道府県は」とあるのは「市町村は」と、同条
第六項中「当該都道府県の区域内の市町村（特
別区を含む。以下同じ。）」とあり、及び同条
第七項中「当該都道府県の区域内の市町村」と
あるのは「都道府県」と、同条第六項中「都道
府県に」とあるのは「市町村に」と読み替える
ものとする。

第七条第一項第九号中「高齢者居住安定確保
計画が定められている都道府県の区域」を「市町
村高齢者居住安定確保計画が定められている市
町村の区域内にあつては基本方針及
び市町村高齢者居住安定確保計画、サービス付
き高齢者向け住宅が都道府県高齢者居住安定確
保計画が定められている都道府県の区域（当該
市町村の区域を除く。）」に、「基本方針及び高
齢者居住安定確保計画」を「基本方針及び都道府
県高齢者居住安定確保計画」に改める。

第五十四条第八号中「高齢者居住安定確保計
画が定められている都道府県の区域」を「市町村
高齢者居住安定確保計画が定められている市町
村の区域内のものである場合にあつては基本方
針及び市町村高齢者居住安定確保計画、当該事

業が都道府県高齢者居住安定確保計画が定めら
れている都道府県の区域（当該市町村の区域を
除く。）に、「基本方針及び高齢者居住安定確
保計画」を「基本方針及び都道府県高齢者居住安
定確保計画」に改める。

第七十三条第一項中「第四条第三項の規定に
より高齢者居住安定確保計画に公社による同項
に規定する事業の実施に関する事項を定めた都
道府県の区域内において、」を削り、「ほか」の下
に「、次に掲げる区域内において」を加え、同項
に次の各号を加える。

一 第四条第四項の規定により都道府県高齢
者居住安定確保計画に公社による同項に規
定する事業の実施に関する事項を定めた都
道府県の区域

二 第四条の二第三項において準用する第四
条第四項の規定により市町村高齢者居住安
定確保計画に公社による同項に規定する事
業の実施に関する事項を定めた市町村の区
域

三 第十三条の規定及び附則第十七条の規定
この法律の公布の日又は建築基準法の一部を
改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）
附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の
いずれか遅い日

（地方独立行政法人法等の一部改正に伴う経過
措置）

第二条 地方公共団体は、この法律の施行の日
(附則第七条を除き、以下「施行日」という。)前
においても、地方独立行政法人法第八十条の規
定により読み替えられた同法第七条又は第八条
(附則第七条を除き、以下「施行日」という。)前
においても、地方独立行政法人法第八十条の規
定による申告は、同日以後における新職業安
定法第四十八条の四の規定の適用については、
同条第一項の規定による申告とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前
にされた旧職業安定法第四十八条の四第一項の
規定による申告は、同日以後における新職業安
定法第四十八条の四の規定の適用については、
同条第一項の規定による申告とみなす。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する
法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第九条の規定による改正後の食鳥処理の
事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下こ
の条において「新食鳥処理法」という。）第二十一
条第一項の指定を受けようとする者は、施行日
前においても、同項及び食鳥処理の事業の規制
及び食鳥検査に関する法律第二十二条第二項の
規定の例により、その指定の申請をすることが
できる。

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

附 則

（施行期日）

第五十五条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第
百三十八号）の一部を次のように改正する。
第四条の三第二項中「の各号」を削り、同条第
三項中「協議し、その同意を得なければ」を「協
議しなければ」に改め、同条第四項中「同意をし
ようとする」を「協議を受けた」に、「議を経なけ
れば」を「意見を聽かなければ」に改める。

第二条 地方公共団体は、この法律の施行の日
(附則第七条を除き、以下「施行日」という。)前
においても、地方独立行政法人法第八十条の規
定により読み替えられた同法第七条又は第八条
(附則第七条を除き、以下「施行日」という。)前
においても、地方独立行政法人法第八十条の規
定による申告は、同日以後における新職業安
定法第四十八条の四の規定の適用については、
同条第一項の規定による申告とみなす。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する
法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第九条の規定による改正後の食鳥処理の
事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下こ
の条において「新食鳥処理法」という。）第二十一
条第一項の指定を受けようとする者は、施行日
前においても、同項及び食鳥処理の事業の規制
及び食鳥検査に関する法律第二十二条第二項の
規定の例により、その指定の申請をすることが
できる。

2 都道府県知事（地域保健法（昭和二十一年法律
第一百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で

2 新地方独立行政法人法第七十七条の二第一項
の規定により地方独立行政法人法第六十八条第
一項に規定する公立大学法人が設置する大学に
附属して設置される新地方独立行政法人法第七
十三条（東日本大震災復興特別区域法（平成二
年法律第二十二号）第四十八条第二項
及び第三項の改正規定に限る。）第四十四条
並びに第四十六条の規定 公布の日

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十
一条及び第二项、第六条から第十条まで、第四
十二条（東日本大震災復興特別区域法（平成二
年法律第二十二号）第四十八条第二項
及び第三項の改正規定に限る。）第四十四条
並びに第四十六条の規定 公布の日

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の
際現に第六条の規定による改正前の職業安定法
(次項において「旧職業安定法」という。)第三十
三条の四第一項の規定による届出をして無料の
職業紹介事業を行つてゐる地方公共団体につい
ては、同号に掲げる規定の施行の日に、第六条
の規定による改正後の職業安定法（次項におい
て「新職業安定法」という。）第二十九条第二項の
規定による通知をしたものとみなす。

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の
際現に第六条の規定による改正前の職業安定法
(次項において「旧職業安定法」という。)第三十
三条の四第一項の規定による届出をして無料の
職業紹介事業を行つてゐる地方公共団体につい
ては、同号に掲げる規定の施行の日に、第六条
の規定による改正後の職業安定法（次項におい
て「新職業安定法」という。）第二十九条第二項の
規定による通知をしたものとみなす。

学校(公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。)」を加え、同条第二項第一号中「国立学校」の下に「公立学校」を加える。

(社会教育法の一部改正)

第十五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「のうち、大学」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、「高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校」を「大学」に、「の学校」を「の公立学校」に、「をいう」を「又は公立大学法人の理事長をいう」に改める。

第四十八条第一項中「大学若しくは高等専門学校」を「公立学校」に改める。
(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二十七号中「都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項に規定する市準則」を「市町村準則」に改める。

(官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正)
第十七条 官公庁施設の建設等に関する法律昭和二十六年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第二項本文」に改める。
(産業教育振興法の一部改正)
第十八条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「公立学校」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第六百八十六号)」を加え、「付添い」に改め、同項第三号中「付添い」を「付添人の付添い」に改め、(付添い)並びに「付添い」を「付添いに」に改める。

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第十六条中「高等学校が」を「高等学校(公立大学法人)という。」が設置する学校を含む。次項において同じ。」を加える。

以下この条において同じ。」がに改める。

(理科教育振興法の一部改正)

第十九条 理科教育振興法(昭和二十八年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「公立」を「公立の学校(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第六百八十六条第一項に規定する公立大学法人が設置するものを含む。次項において同じ。)」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「公立」を「公立の学校」に改める。

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部改正)

第二十条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の学校」の下に「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百四十八号)第六百六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第二十四条第一項において同じ。)」を加える。

(青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第一条第一項に規定する公立大学法人が設置するものと含む。」を加える。

(特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部改正)

第二十一条 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「区域内」の下に「地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十八号)第六十一条第一項に規定する公立大学法人の設置するする」と

特別支援学校若しくは」を加え、「(付添人の付添い)」を「(付添人の付添いに)」に改め、同項第三号中「付添い」を「付添いに」に改める。

(職業紹介事業者(同条第八項)に改める。

第六条中「地方公共団体」の下に「(特定地方公共交通事業者)」を加える。

(第七条中「事業主」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第十四条中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第二十七条中「事業主」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第五条第一項第一号中「にあつては、当該国立大学」を「又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百八十八号)第七十七条の二第一項の規定により公立大学に附属して設置される義務教育諸学校にあつては、当該大学に改める。

(激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十三条 激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第四条第二項中「職業紹介事業者」を「第四条第二項中「特定地方公共団体」に改め、「第四条第七項」の下に「に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。」並びに職業紹介事業者(同条第八項)を加え、「第六条中「職業紹介事業者等」とあるのは「第六条中「(特定地

方公共団体を含む)」、事業主、職業紹介事業者等」とあるのは「事業主」に改め、「第七条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「の下に「特定地方公共団体」を、「第十四条中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体を、「第二十七条中「の下に「特定地方公共団体」を加える。

(青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第二十四条第一項中「公立学校施設に」を「公立学校の施設に」に改める。

(青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第二十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前にされた前条の規定による改正前の青少年の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の規定による求めは、同日以後における前条

の規定による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の規定の適用については、同項の規定による求めとみなす。

二年法律第二百四十一号)第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。」並びに(職業紹介事業者(同条第八項)に改める。

(第六条中「地方公共団体」の下に「(特定地方公共交通事業者)」を加える。

第二十二条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第十六条中「高等学校が」を「高等学校(公立大学法人)といふ。」が設置する学校を含む。次項において同じ。」を加える。

以下この条において同じ。」がに改める。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部改正)

第二十六条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「第四条第七項」を「第四条第八項」に、「第三十三條の六」を「第三十三條の五」に改める。

(工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「当該新法特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては」を削り、「市長」を「市町村長(特別区の区長を含む。)」に改め、同項ただし書中「同項第六号」を「同号」に改める。

(工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 施行日前に都道府県知事にされた前条の規定による改正前の工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(以下「旧昭和四十八年改正法」という)附則第三条第一項の規定による届出であつて施行日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(雇用保険法の一部改正)

第二十九条 雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項中「職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者」を「雇用対策法(昭和四十一年法律第一百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関」に、「同条第四項」を「職業安定法(昭和一二年法律第一百四十一号)第四条第四項」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第六十二条第一項第一号中「昭和四十一年法律第一百三十二号」を削る。

(雇用保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 前条の規定による改正後の雇用保険法第十条の四第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する届出、報告又は証明をした同項に規定する職業紹介事業者等については、なお従前の例による。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第二十九条 第三十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項の表第四条第七項の項上欄中「第四条第七項」を「第四条第八項」に改め、同表

(取扱職種の範囲等(建設業務に係るものに限る。)に改める。)

(地価税法の一部改正)

第三十二条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「都道府県準則等」及び「都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項の市準則」を「市町村準則」に改める。

(地域再生法の一部改正)

第三十五条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の十四第十三項中「第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画」を「第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画」に改める。

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正)

第三十三条 介護保険法(平成九年法律第一百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第八項中「市町村地域福祉計画」の下に「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画」を加える。

第六号」を削り、「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第三十四条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)の一部を次のように改正する。

第百八十八条第七項中「平成十三年法律第二十六号」を削り、「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第三十五条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の十四第十三項中「第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画」を「第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画」に改める。

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正)

第三十六条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「若しくは第二項」を削り、同条第三項中「どいい、市が定めるものに限る」を「とどう」に、「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則」及び「都道府県準則又は市準則」を「市町村準則」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第十一條第一項中「及び次条」を削り、同条第二項中「(市が定めるものに限る)」を削り、「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則」及び「都道府県準則又は市準則」を「市町村準則」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第三十二条の十二第一項の項上欄中「第三十二条の十二第一項」を「第三十二条の十二及び第三十二条の十三」に改め、同項中欄中「以下この

条」を「取扱職種の範囲等」に改め、同項下欄中「建設業務に係るものに限る。以下この条」を受けた地方公共団体の長がその施設を管理す

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第四十四条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第二項第三号中「第二十六条の二第十九条第一項第一号に該当する保安林(同法第二十一条第一項第一号から第二号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。)」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前項第二号に定める事項(森林法第二十一条の二第四項第二号に該当する保安林(同法第二十一条第一項第一号から第二号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。)」に改め、同項に次の一号を加える。

六条の二第四項第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。)の解除に係るものに限る。)内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議すること。

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第四十五条 子ども・子育て支援法(平成二十年法律第六百五十五号)の一部を次のように改める。

第三十一条第一項中「」を「」及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第八十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)」を改める。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第四十六条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條第四項第七号中「次条第三項第十一号」を「次条第三項第十二号」に改める。

第十二条第一項ただし書中「第三項第十号」を「第三項第十一号」に改め、同条第一項第五号中

(第二十六条の二第四項各号のいずれか)を「第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号」に改め、「保安林」の下に「(同法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。)」を第二十六条の二第四項第一号に該当する保安林又は同項第二号に改め、同項中第十号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、

第九号の次に次の一号を加える。
十 第一項第七号に定める事項(森林法第二十一条の二第四項第二号に該当する保安林(同法第二十一条第一項第一号から第二号までに掲げる目的を達成するため指定されたものに限る。)の解除に係るものに限る。)内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議すること。

(いじめ防止対策推進法の一部改正)

第四十七条 いじめ防止対策推進法(平成二十一年法律第七十一号)の一部を次のように改める。

第三十条の見出しを削り、同条の前に見出しそして「(公立の学校に係る対処)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(以下この条において「地方公共団体の長」という。)」と、同条

第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十一条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第四十八条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第四条第七項」を「第四条第八項」に、「第三十三条の六」を「第三十三条の五」に、「第三十三条の七」を「第三十三条の六」に改める。

第二十七条第二項中「第四条第七項」を「第四条第八項」に、「第三十三条の六」を「第三十三条の五」に、「第三十三条の七」を「第三十三条の六」に改める。

2 義務付け・権付けの見直し

この法律は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日から施行すること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日から施行すること。

4 議案の可決理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、國から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲等を行うとともに、

地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、國から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、國から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十八年四月二十日

地方創生に関する
特別委員長 山本 幸三
衆議院議長 大島 理森殿

單に「地方公共団体の長」という。)と、同条

平成二十八年四月二十一日 衆議院会議録第二十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

三五

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十八年二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)

第一条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の八を附則第八条の九とし、同条

の次に次の二条を加える。

(特定業務に係る施設の整備に要する費用についての都道府県の負担)

第八条の十 特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用は、当該政令で定める施設が存する都道府県が、その三分の一以内を負担する。

2 前項の場合において、当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、センターと当該都道府県とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、文部科学大臣が裁定する。この場合において、文部科学大臣は、当事者の意見を聽かなければならない。

附則中第八条の七を第八条の八とし、第八条の六を第八条の七とし、第八条の五を第八条の五とし、第八条の五を第八条の五とす。

(スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正)

第八条の四 センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の算定方法等の特例

(平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の使途の特例)

(平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の使途の特例)

(スキー振興投票の実施等に関する法律の一部改正)

第八条の四 第二条、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

(スキー振興投票の収益から所要の財源を確保するための措置)

4 センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「八分の三」とす。

附則 第二十二条並びに前条第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項及び第二十二条並びに前条第一項の規定の適用については、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項中「百分の五」とあるのは「百分の十」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」と、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項及び附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七條第一項中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四」の規定により読み替えて適用する附則第八条の四の規定により読み替えて適用する附則第八条の二第一項と、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する理由である。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になれるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源を確保するため、平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益において、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になれるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源に充てるために控除されることとなる金額の上限を、売上金額の百分の五から百分の十に変更すること。

(2)

平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益のうち国庫に納付しなければならない金額を、当該収益の三分の一に相当する金額から四分の一に相当する金額に変更すること。

(1)

都道府県の負担制度の創設

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう

官報(号外)

(2) 当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと当該都道府県が協議して定めることとするとともに、当該協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、当事者の意見を聽いたうえで、文部科学大臣が裁定することとする。

2 スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益のうち地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対する資金の支給に充てる金額を、当該収益の三分の一に相当する金額から八分の三に相当する金額に変更すること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になれるようするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源を確保するため、平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度におけるスポーツ振興投票に係る収益の算定方法の特例を設ける等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十八年四月二十日

文部科学委員長 大島 理森殿 谷川 弥一

[別紙]

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に当たっては、東日本大震災からの復興と日本の更なる発展の契機となるよう、国をはじめとする関係者間ににおける連携・協働を図り、情報の効果的な活用や開催に向けた国民全体会の参加意識の醸成などを通じて、大会を成功に導くよう努めること。

二 新国立競技場の整備に当たっては、平成二十七年末の新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定された財源スキームを確実に実行するため、国が責任を持って、東京都と十分な連携を図りつつ着実に進めること。

三 大会終了後の新国立競技場の運営管理について

ては、平成二十七年八月の新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定された競技場整備計画を踏まえ、周辺地域の整備と調和のとれたものとなるよう、その利活用の在り方や収益を上げる手法などに関して、十分な検討を行うこと。

四 地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対するスポーツ振興助成については、住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備に重要な役割を果たしていることに鑑み、十分な助成がなされるよう配慮すること。

ピック競技大会の準備及び運営の透明性を高め、国民の広範な理解と支持を得られるよう、積極的な情報発信を行うとともに、大会終了後においては、政府施策の全般にわたる評価を行い、その結果について国民に公表すること。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十八年二月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

第七節 駕籠(第五十四条・第五十五条)

第八節 雜則(第五十六条・第五十八条)

第五章 罰則(第六十二条—第六十八条)

第六節 財務及び会計(第四十七条—第五十一条)

第三条

第一条 中原子力発電における「発電に関する原原子力の適正な利用に資するため」に、「を適正に実施するため、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び管理」を「の着実な実施」に改める。

第二条 第四項第一号中「再処理」の下に「及び再処理に伴い分離された核燃料物質の加工(原子炉等規制法第二条第九項に規定する加工)をいふ。以下「再処理関連加工」という。」を加え、同項第二号口中「再処理」の下に「及び再処理関連加工」を加え、同項第三号中「再処理施設」を「再処理等施設」に改め、「規定する再処理施設」の下に「及び原子炉等規制法第十三条第一項第二号に規定する加工施設(同項第三号に規定する加工の方法として再処理関連加工に該当するものを行う旨を記載して同条第一項の許可を受けたものに限る。)」を加え、同項第四号中「再処理施設」を「再処理等施設」に改める。

第三条 第二条の次に「(特定実用発電用原子炉設置者の責任)」を加える。

第三条 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等の責任を負う。

第三条の次に「(原子力発電における使用済燃料の再処理等の責任を負う。」を加える。

第五節 役員等(第二十九条—第四十条)

第六節 業務(第四十一条—第四十六条)

第六節 財務及び会計(第四十七条—第五十一条)

第三条

第二章 抛出金の納付及び再処理等の実施

第一節 抛出金の納付

第四条から第八条までを次のように改める。

(抛出金)

第四条 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉設置に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等業務(第四十一条各号に掲げる使用済燃料再処理機構(以下この章において「機構」という)の業務をいう。以下同じ。)に必要な費用に充てるため、各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。第七条第一項において同じ。)、一の機構に対し、抛出金を納付しなければならない。

2 前項の抛出金の額は、抛出金単価(機構ごとに、使用済燃料の単位数量当たりの再処理等業務に必要な金額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。)に特定実用発電用原子炉設置者(特定実用発電用原子炉の前年度の運転に伴つて生じた使用済燃料の量を乗じて得た額とする。

3 前項の抛出金単価は、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、機構が再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために十分なものとするために機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

4 機構は、抛出金単価を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞な

く、経済産業省令で定めるところにより、当該認可に係る抛出金単価を特定実用発電用原子炉設置者に通知しなければならない。

6 経済産業大臣は、機構の業務の実施の状況その他事情に照らし必要と認めるときは、機構に對し、抛出金単価の変更をすべきことを命ずることができる。

(機構の名称等の届出)

第五条 特定実用発電用原子炉設置者は、その特定実用発電用原子炉設置者となつた日から十五日以内に、経済産業省令で定めるところによればなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により抛出金を納付する機構の名称及び住所を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(変更)

第六条 特定実用発電用原子炉設置者は、抛出金を納付する機構を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする特定実用発電用原子炉設置者は、その機構を変更しようとする日の属する年度の前年度の一月一日までに、その旨を変更しようとする理由その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七条 特定実用発電用原子炉設置者は、各年度の六月三十日(その年度に特定実用発電用原子炉設置者となつた者については、そのなつた日の属する年度の翌年度の六月三十日)までに、抛出金を、第四条第二項の使用済燃料の量、抛出金の額その他経済産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、第五条第一項の規定により届け出た機構(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。以下この章において同じ。)に納付しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の申請書の提出があつた場合において、その変更が抛出金を納付する機構として現に届け出ている機構の認可実施計画(第四十五条第一項前段の規定による認可を受けた使用済燃料再処理等実施中期計画をい、同項後段の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第

九条において同じ。)に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき、又はその変更により抛出金を納付する機構となる機構の認可実施計画に照らし不適切であると認めるときは、その申請を却下することができる。

6 経済産業大臣は、特定実用発電用原子炉設置者の申告書に第四条第二項の申告書に照らし不適切であると認めるときは、その申請を却下することができる。

4 前項の規定による通知を受けた特定実用発電用原子炉設置者は、抛出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した抛出金の全額を、納付した抛出金の額が同項の規定により機構が決定した抛出金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた特定実用発電用原子炉設置者は、未納の抛出金及び次条第一項の延滞金があるときはこれに充当してなお残余があれば還付し、未納の抛出金がないときはこれを還付しなければならない。

5 特定実用発電用原子炉設置者が納付した抛出金の額が、第三項の規定により機構が決定した抛出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の抛出金及び次条第一項の延滞金があるときはこれに充当してなお残余があれば還付し、未納の抛出金がないときはこれを還付しなければならない。

6 機構は、抛出金を第一項の納期限(第三項の規定による通知があつた場合には、第四項の納期限)次条第一項及び第九条において同一の納期限)までに納付しない特定実用発電用原子炉設置者があるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

7 経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公表するものとする。
8 抛出金の延納その他抛出金の納付に関する必要な事項は、政令で定める。

2 前項の申告書には、第四条第二項の使用済燃料の量を証する書類として経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

第八条 特定実用発電用原子炉設置者は、抛出金を前条第一項の納期限までに納付しない場合に

		は、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。	
2 延滞金の額は、未納の拠出金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。			
第八条の次に次の節名を付する。			
第九条を次のように改める。		第二節 再処理等の実施	
第九条 機構は、特定実用発電用原子炉設置者が拠出金(拠出金が第七条第一項の納期限までに納付されないとときは、拠出金及び延滞金。以下この条において同じ。)を納付したときは、認可実施計画に従い、当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を行わなければならない。			
第九条の次に次の章名及び節名を付する。		第三章 使用済燃料再処理機構	
第十一条から第十四条までを次のように改める。		第一節 総則	
(名称)		第十条 使用済燃料再処理機構(以下「機構」という。)は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。	
第十二条 機構は、法人とする。		第十三条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	
2 機構でない者は、その名称中に使用済燃料再処理機構という文字を用いてはならない。		第二節 登記	
八 定款の変更に関する事項		第十三条の規定により登記しなければならない者は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。	
八 定款の変更に関する事項		(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)	
八 定款の変更に関する事項		第十四条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第十七条の規定は、機構について準用する。	
八 定款の変更に関する事項		第十五条から第十八条までを次のように改める。	
八 定款の変更に関する事項		第三章 第二節 設立	
八 定款の変更に関する事項		第十五条から第十八条までを次のように改める。	
八 定款の変更に関する事項		(設立の認可等)	
八 定款の変更に関する事項		第十六条 発起人は、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。	
八 定款の変更に関する事項		第十七条 機構を設立するには、使用済燃料の処理等又は電気事業に關して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。	
八 定款の変更に関する事項		(設立の認可等)	
八 定款の変更に関する事項		第十八条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。	
八 定款の変更に関する事項		第十九条 第二十七条(第四十条において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務上知ることでできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	
八 定款の変更に関する事項		第二十条 第二十七条(第四十条において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務上知ることでできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	
八 定款の変更に関する事項		第二十一条の前見出し及び同条を削り、第二十条を第六十一条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。	
八 定款の変更に関する事項		第五章 罰則	
八 定款の変更に関する事項		第二十二条 第二十九条第一項を「第五十九条第一項」に改め、同条を第六十一条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。	
八 定款の変更に関する事項		第二十三条 第二十九条第一項及び第二項を「第五十五条第一項及び第二項」に改め、同条を第五十九条とし、同条の次に次の二条を加える。	
八 定款の変更に関する事項		(設立の登記)	
八 定款の変更に関する事項		第十九条の次に次の二条を加える。	
八 定款の変更に関する事項		第十九条 理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、	

政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。	
2 機構は、設立の登記をすることによって成立する。	
第三節 運営委員会	
第二十条 機構に、運営委員会を置く。	
(設置)	
第二十一条 機構に、運営委員会を置く。	
(権限)	
第二十二条 第四条第二項に規定するもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。	
一 定款の変更	
二 業務方法書の作成又は変更	
三 使用済燃料再処理等実施中期計画(第四十一条第一項に規定する使用済燃料再処理等実施中期計画をいう。)の作成又は変更	
四 予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更	
五 決算	
六 その他運営委員会が特に必要と認める事項	
(組織)	
第二十三条 運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。	
2 運営委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。	
3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。	
4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。	
(委員の任命)	
第二十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
(委員の解任)	
第二十五条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他の役員たるに適しないと認めるときは、第三十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。	
2 委員は、再任されることができる。	
(委員の兼任)	
第二十六条 運営委員会は、委員長又は第二十二条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることはできない。	
2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもつて決する。	
(委員の秘密保持義務)	
第二十七条 委員は、その職務上知ることのできる秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。	
(委員の地位)	
第二十八条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	
の理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。	
(委員の任期)	
第二十九条 機構に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。	
(役員の職務及び権限)	
第三十条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。	
2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。	
(役員の兼任禁止)	
第三十一条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、運営委員会、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。	
3 監事は、機構の業務を監査する。	
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、運営委員会、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。	
(役員の任命)	
第三十二条 理事長及び監事は、経済産業大臣が任命する。	
2 理事は、理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。	
(役員の任期)	
第三十三条 役員の任期は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。	
2 役員は、再任されることができる。	
(役員の欠格条項)	
第三十四条 経済産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。	
(職員の任命)	
第三十五条 機構の職員は、理事長が任命する。	
(役員等の秘密保持義務等)	
第四十条 第二十七条及び第二十八条の規定は、役員及び職員について準用する。	
第五節 業務	
第四十一条 機構は、第十条に規定する目的を達成するため、次の業務を行ふ。	
一 使用済燃料の再処理等を行うこと。	
二 投出金を収納すること。	

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第四十二条 機構は、経済産業大臣の認可を受けた、原子炉等規制法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者その他政令で定める者に対し、前条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)の一部を委託することができる。

(業務の運営)

第四十三条 機構は、第四十一条に規定する業務を行うに当たつては、安全の確保を旨としてこれをを行うよう努めなければならない。

(業務方法書)

第四十四条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務方法書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。

(使用済燃料再処理等実施中期計画)

第四十五条 機構は、業務開始の際、使用済燃料の再処理等の実施時期その他の経済産業省令で定める事項について使用済燃料の再処理等の実施に関する中期的な計画(次項及び第三項において「使用済燃料再処理等実施中期計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その計画の変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る使

用済燃料再処理等実施中期計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 当該使用済燃料再処理等実施中期計画に係

る使用済燃料の再処理等が適切かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該使用済燃料再処理等実施中期計画の内

容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

3 経済産業大臣は、使用済燃料再処理等実施中期計画が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、機構に対してその使用済燃料再処理等実施中期計画を変更すべきことを命じなければならない。

4 機構は、第一項の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(報告又は資料の提出の請求)

第四十六条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、特定実用発電用原子炉設置者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた特定実用発電用原子炉設置者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

第六節 財務及び会計

第四十七条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日終る。

(事業年度)

(予算等の認可)

第四十八条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始する。

(財務諸表)

第四十九条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸券の保有

借対照表及び損益計算書(次項及び第三項において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に経済産業大臣に提出し

三 その他経済産業省令で定める方法

(省令への委任)

第五十三条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第七節 監督

(監督命令)

第五十四条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第五十五条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対して、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

第五十六条 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

第五十七条 定款の変更是、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第五十八条 機構が経済事情の著しい変動、天災その他の事由により再処理等業務の全部又はそ

の大部分を行うことができなくなつた場合における当該再処理等業務の全部又は一部の引継ぎ、当該機構の権利及び義務の取扱いその他の必要な措置については、別に法律で定める。

2 前項の場合において、同項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、経済産業大臣が、政令で定めるところにより、当該再処理等業務の全部又は一部を行つるものとする。

第四章 雜則

本則に次の三条を加える。

第六十六条 第十二条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第五十四条の規定による命令に違反したとき。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第六項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附則第二条から第四条までを削り、附則第五条を附則第二条とし、附則第六条を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。

(拠出金に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特定実用発電用原子炉設置者(この法律による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(以下「新法」という。)第二条第六項に規定する特定実用発電用原子炉設置者をいう。

第三条 この法律の施行前に締結した委託契約に基づき新法第二条第四項に規定する再処理等に相当するものを他人に委託している旧使用済燃料(この法律による改正前の原

子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(以下「旧法」という。)の施行の日以降の旧法第二条第五項に規定する特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生じた同条第一項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。)及び旧法附則使用済燃料

をいう。以下同じ。)の施行の日以後の旧法第三条第一項に規定する使用済燃料再処理等積立金をいう。以下同じ。)の積立てがある特定実用発電用原子炉設置者から新法第五条第一項の規定による届出があつたときは、旧資金管理法人(この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の規定による指定を受けている法人をいう。以下同じ。)に対し、当該届出があつた使用済燃料再処理機構(以下単に「機構」という。)に当該使用済燃料再処理等積立金に相当する金銭その他の資産を引き渡すべきことを指示しなければならない。

一項、第七条及び第八条の規定は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に特定実用発電用原子炉設置者である者が新法第四条第一項の規定により最初に納付すべき拠出金に対する同条

一項、第七条及び第八条の規定は、適用しない。

二項の規定の適用については、同項中「前年

度」とあるのは、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十

八年法律第 号)の施行の日から同日の属する年度の末日までの間」とする。

第四条 この法律の施行の際現に特定実用発電用原子炉設置者である者に対する新法第五条第一項の規定の適用については、同項中「その特定実用発電用原子炉設置者となつた日」とあるのは、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)」の施行の日とする。

第五条 経済産業大臣は、この法律の施行の際現に使用済燃料再処理等積立金(旧法第三条第一項に規定する使用済燃料再処理等積立金をいう。以下同じ。)の積立てがある特定実用発電用原子炉設置者から新法第五条第一項の規定による指定を受けている法人をいう。以下同じ。)に対し、当該届出があつた使用済燃料再処理機構(以下単に「機構」という。)に当該使用済燃料再処理等積立金に相当する金銭その他の資産を引き渡すべきことを指示しなければならない。

二 旧法附則使用済燃料であつてこの法律の施行の際現にその再処理等(旧法第二条第四項に規定する再処理等であつて新法第二条第四項に規定する再処理等に該当するもの)をいう。附則第七条第一項及び第八条において同じ。)に要する費用に充てるための金銭が旧法

二項の規定により積み立てられているもの

5 旧法第三条第三項、第六条、第九条、第十条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第四項及び第五項、第十二条から第十七条まで、第十九条第二項から第四項まで並びに第二十三条の規定は、旧資金管理法人が第二項及び第三項の規定による行為に係る業務を行つ間は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第二項の規定による引渡しがあつたときは、当該引渡しがされた金銭その他の資産について、特定実用発電用原子炉設置者が旧資金管理法人から取戻しを受け、かつ、当該特定実用発電用原子炉設置者から機構に対し、政令で定めるところにより、当該機構における次に掲げる使用済燃料に係る拠出金として納付したものとみなす。

二 旧法附則使用済燃料であつてこの法律の施行の際現にその再処理等(旧法第二条第四項に規定する再処理等であつて新法第二条第四項に規定する再処理等に該当するもの)をいう。附則第七条第一項及び第八条において同じ。)に要する費用に充てるための金銭が旧法

二項の規定により積み立てられているもの

7 旧資金管理法人は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに行われた使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関して、施行日以後においても、取り戻された使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額が確実に旧法

第二条第四項に規定する再処理等に要する費用

に支出されることを確認しなければならない。

8 旧法第十一条第四項及び第五項、第十一項から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条第二項から第四項まで並びに第二十三条の規定は、旧資金管理法人が前項の規定による行為に係る業務を行う間は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条 この法律の施行の際現に旧法附則第三条第一項の規定による積立てを同条第三項の規定により分割して行つている特定実用発電用原子炉設置者であつて施行日の属する年度以降も分割して積立てをするべき金銭がなお存するものは、当該金銀を、各年度(新法第四条第一項に規定する各年度をいう。以下同じ。)の三月三十日までに、旧法附則第三条第三項の規定の例により、新法第五条第一項の規定により届け出た機構(新法第六条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。以下同じ。)に対し、支払わなければならぬ。この場合において、当該支払がされた金銀は、当該特定実用発電用原子炉設置者に相当する分のものに係る拠出金として納付したものとみなす。

2 新法第七条第六項から第八項まで及び第八条の規定は、前項前段の規定による支払について準用する。この場合において、新法第七条第六項中「第一項の納期限(第三項の規定による通知があつた場合は、第四項の納期限。次第一項及び第九条において同じ。)」とあるの

は「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第号)附則第六条第一項の納期限」と、新法第八条第一項中「前条第一項」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項」と読み替えを改正する法律附則第六条第一項と読み替えるものとする。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による積立てがされていない旧使用済燃料(附則第二条に規定する旧使用済燃料を除く。)がある特定実用発電用原子炉設置者は、経済産業大臣が定める日までに、当該旧使用済燃料の量及びその再処理等に要する費用、その他の事項を基礎として当該特定実用発電用原子炉設置者ごとに経済産業大臣が定める額の金銀を、新法第五条第一項の規定により届け出た機構に對し、支払わなければならぬ。この場合において、当該支払がされた金銀は、当該特定実用発電用原子炉設置者から機構に対し、当該機構における当該支払がされた金銀は、当該特定実用発電用原子炉設置者から機構に対し、当該機構における当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第七条第一項と読み替えるものとする。

第八条 機構は、附則第五条第二項の規定による引渡しがあつたとき、又は特定実用発電用原子炉設置者が附則第六条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銀(当該金銀が同項の納期限までに納付されないときは、当該金銀及び延滞金。次条第二項において同じ。)若しくは前条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銀(当該金銀及び延滞金。次条第二項において同じ。)の支払をしたときは、当該金銀及び延滞金。次条第二項において同じ。)若しくは前条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銀(当該金銀及び延滞金。次条第二項において同じ。)の支払をしたときは、当該引渡し又は支払に係る使用済燃料の再処理等を行わなければならない。

第九条 この法律の施行の際現に附則第二条に規定するもの以外の旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料がある特定実用発電用原子炉設置者は、当該旧使用済燃料の量及びその再処理関連加工等に該当するもの以外の他の事項を基礎として当該特定実用発電用原子炉設置者ごとに経済産業大臣が定める額の金銀を、新法第七条第六項から第八項まで及び第八条の規定は、第一項前段の規定による支払に關して必要な事項は、政令で定める。

3 新法第七条第六項から第八項まで及び第八条の規定は、第一項前段の規定による支払に關して必要な事項は、政令で定める。

4 新法第七条第六項から第八項まで及び第八条の規定は、第一項前段の規定による支払に關して準用する。この場合において、新法第七条第六項中「第一項の納期限(第三項の規定による通知があつた場合は、第四項の納期限。次第一項及び第九条において同じ。)」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律

等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第号)附則第七条第一項の納期限」と、新法第八条第一項中「前条第一項」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第七条第一項」と読み替えるものとする。

第十条 機構は、特定実用発電用原子炉設置者が前項前段の規定により同項前段に規定する金銀(当該金銀が前項の納期限までに納付されないときは、当該金銀及び延滞金の支払をしたときは、当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料の再処理関連加工等を行わなければならない。ただし、当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料に係る附則第五条第二項の規定による引渡し又は附則第六条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銀若しくは附則第七条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銀の支払をしていないときは、この限りでない。

第十一条(施行日) (施行日の属する年度にあつては、経済産業大臣が定める日)までに、新法第五条第一項の規定により届け出た機構に対し、支払わなければならぬ。この場合において、当該支払がされた金銀は、当該特定実用発電用原子炉設置者から機構に対し、当該機構における当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料に係る拠出金として納付したものとみなす。

号)附則第九条第一項の納期限」と、新法第八条第一項中「前条第一項」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第九条第一項」と読み替えるものとする。

(準備行為)

第十条 機構の発起人は、施行日前においても、新法第十六条及び第十七条の規定の例により、機構の設立の認可の申請をし、経済産業大臣の認可を受けることができる。この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(機構の設立に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現にその名称中に使用済燃料再処理機構という文字を用いている者については、新法第十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二条 機構の最初の事業年度は、新法第四十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、成立の日の属する年度の末日に終わるものとする。

使用済燃料再処理機構

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(平成十七年法律第四十八号)

(租税特別措置法の一部改正)

第十八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十七条から第五十七条の三までを次のよう

に改める。
第五十七条から第五十七条の三まで 削除
第六十八条の三の四第一項中「第五十七条の三から第五十七条の五まで」を「第五十七条の

三から第五十七条の五まで」を「第五十七条の三まで」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)
第六十八条の四十七から第六十八条の五十三までを次のように改める。
第六十八条の四十七から第六十八条の五十三まで 削除
第六十九条 前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第五十七条の三第一項に規定する特定

第三十三条 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第四十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の設立後遅滞なく」とする。
第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。(検討)

第十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国立国会図書館法の一部改正)
第十七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。
別表第一原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

3 連結親法人(旧租税特別措置法第二条第二項に規定する連続親法人)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。ただし、前項の規定によりなお前項の例によることとされる場合における同一第四項又は第五項の規定の適用がある事業年度については、この限りでない。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日を含む連結事業年度終了の日において有する旧租税特別措置法第六十八条の五十三第二項に規定する使用済燃料再処理準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得(旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。)の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 前項の規定により益金の額に算入される金額がある場合における法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第二項又は前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)
第二十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一商工組合組合員に出資をさせないものに限る)及び商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る)の項の次に次のように加える。

要な資金を発電時に拠出金として使用済燃料再処理機構(以下「機構」という。)に納付することを原子力事業者に対して義務付ける拠出金制度を創設すること。その際、MOX燃料加工等、再処理工程と不可分な関連事業の実施に要する費用も拠出金として納付させること。

4 認可法人制度の創設

再処理等事業を着実かつ効率的に行つための主体として、認可法人に関する制度を創設することとし、認可法人である機構は、使用済燃料の再処理等の実施に関する計画の策定、拠出金単価の決定、拠出金の収納、使用済燃料の再処理等の実施を行うこと。

5 運営委員会の設置

機構の運営については、有識者を含む運営委員会において意思決定を行うこと。

6 経済産業大臣の認可等

拠出金単価、機構の設立、役員及び運営委員の任命、使用済燃料再処理等実施中期計画等について、経済産業大臣の認可等の規定を設けること。

7 機構の解散

機構の解散については、別途法律で定めること。

8 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を着実かつ効率的に実施していくための措置として妥当なものと認めるが、政府がこの法律の施行後、新法の施行の状況を勘案し、必

要があると認めるときは、新法の規定について講じる時期を、この法律の施行後「五年」から「三年」に改める必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十八年四月二十日

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

(検討)

第十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(別紙)

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

長期にわたるため、将来の状況の変化に適切に

対応できるよう柔軟性を確保すること。そのために、将来的に状況が変化し、政策の見直しが必要となるような場合には、政府は責任を持つて、本法律案についても見直しを検討し、必要な措置を講じること。

また、本法附則第十六条の規定に基づく見直しに当たっては、政府答弁や附帯決議を踏まえて行うこと。

二 核燃料サイクル政策の将来における幅広い選択肢を確保する観点、さらに、すでに発生している研究炉の使用済燃料や福島第一原子力発電所の使用済燃料対策の観点から、使用済燃料の直接処分や暫定保管を可能とするための技術開発や必要な措置など、多様なオプションの検討を進めること。

三 プルトニウムの需給バランスに関して、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持するとともに、政府は原子力事業者に対して、この原則を認識したうえで再処理事業を実施するよう指導し、仮にこの方針に反する再処理等事業の実施中期計画を認可法人が策定した場合には、経済産業大臣はこれを認可しないものとすること。

四 認可法人が策定する再処理等事業の実施中期計画を経済産業大臣が認可する際には、原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、原子力委員会の意見を聴くものとし、その意見を十分に斟酌して認可の適否を判断すること。

五 再処理事業が及ぼす影響は、地域振興から国際安全保障に至るまで幅広いため、事業の推進に際しては、事業を総合的・大局的な観点から適切な措置を講すべきである。

六 使用済燃料の貯蔵能力の強化や高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定を巡る課題の解決に向け、国がその責任と役割をより一層明確にしながら的確に対応すること。

また、使用済燃料の安全な貯蔵は、短期的なみならず、中長期的にも必要なものであり、政

府の積極的かつ責任ある関与のもと、乾式貯蔵施設等による中間貯蔵能力の拡大を進めるものとしてすること。

七 使用済燃料の再処理等を進めるに当たっては、青森県、六ヶ所村など立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であることに鑑み、今後とも再処理事業について、これら立地自治体等関係者との信頼関係の下で、円滑かつ連携して進められるよう留意すること。

八 安全確保を大前提に、再処理等事業を適切かつ効率的に進めていくためには、これまで蓄積されてきた再処理等に係る人材・技術等を散逸させることなく最大限に活用することが不可欠であることを踏まえ、再処理等の現業を担う再処理事業者に対する使用済燃料再処理機構による管理・監督等に当たっては、適切な安全管理や民間企業の活力発揮を損なうことのないよう留意すること。また、従事者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めることとともに、憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとすること。

九 我が国の核燃料サイクル政策の推進に責任を有する国は、その責任を果たすため、電力小売全面自由化により競争が進展し、また原子力依存度が低減していく中においても、認可法人が使用済燃料の再処理等を適正に実施できるよう、適切に関与すること。その際、我が国のエネルギー政策と整合して一體的に推進されるよう、認可法人に対し十分な指導監督を行うこと。

十 電力システム改革以降の競争の進展や原子力依存度の低減など新たな環境下においても、原

子力事業者が、必要な人材・技術を維持しながら、今後国内において増加する廃炉の安全かつ確実な実施や新規制基準への対応、使用済燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対処が可能となるよう、事業環境の整備について、今般の制度的対応を進めることと並行して検討を行い、必要な措置を講ずること。

特に、原子力損害賠償制度について、原子力損害賠償支援機構附帯決議並びに改正電気事業法(第三弾)附帯決議等を踏まえ、電力小売全面自由化により小売事業者間競争が進展する中における国と事業者の責任分担や発災事業者とその他の原子力事業者との間の負担の在り方等を含め、速やかに検討を行い必要な措置を講ずること。

十一 過去に発生した使用済燃料の再処理等による費用については、再処理等の適正な実施が図られるよう検討し、その積算に係る具体的な考え方を明らかにするとともに、適時その検証を行うこと。

なお、原子力事業者における事業環境の変化等の個別事情も十分踏まえて、納付方法の変更等に可能な限り柔軟に対応すること。

また、経済産業大臣の認可を要する認可法人の設立にあたり必要となる事業計画書の記載事項については、使用済燃料の再処理等の実施及び拠出金の収納等の業務に関する事項のほか、財務に関する事項及び安全対策に関する事項を含めること。

児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十八年三月十七日

提出者

初鹿 明博

井坂 信彦

長島 昭久

西村智奈美

山井 和則

高橋千鶴子

玉城テ二一

吉川 元

賛成者

安住 淳外百五名

加える。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年八月一日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 平成二十八年七月以前の月分の児童扶養手当の支給要件及び額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童扶養手当法(次項において「旧児童扶養手当法」という。)の規定による児童扶養手当の支給要件に該当していない者であつて、同条の規定による改正後の児童扶養手当法(以下この項及び次項において「新児童扶養手当法」といいう。)の規定による児童扶養手当の支給要件に該当するものが、平成二十八年八月中に新児童扶養手当法第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給は、新児童扶養手当法第七条第一項の規定にかかる

3 この法律の施行の際現に児童扶養手当の支給を受けている者が二十歳未満で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学の学生若しくは同法第百二十四条に規定する専修学校の生徒である者その他これらに準ずる者として政令で定める者を加える。

第五条第二項中「三千円(そのうち一人については、五千円)」を「一万円」に改める。

第七条第三項中「毎年四月、八月及び十二月の三期に、それぞれの前月までの分」を「毎月、その前月分」に改め、同項ただし書きを削る。

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法昭和三十四年法律第百四十号の一部を次のように改正する。

第十八条の四ただし書中「年齢及び」を「年齢」に改め、「状態」の下に「及び就学の状況」を加える。

第九十条第一項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

第百七条第一項中「状態」の下に「就学の状況」を加える。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 平成二十八年七月以前の月分の障害基礎年金の額の加算並びに遺族基礎年金の支給及び額の加算の要件については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)の前日において障害基礎年金の受給権を有する者が、施行日において二十歳未満であつて学生等(第二条の規定による改正後の国民年金法(以下この条及び次条において「新国民年金法」という。)第三十三条の二第一項に規定する学生等をいう。次条第三項において同じ。)である子(当該障害基礎年金の額の加算の対象となつている子を除く。)を有する場合において、当該学生等である子が施行日において加算の対象となる子であるときは、新国民年金法第三十三条の二第二項の規定にかわらず、平成二十八年八月から、その額の加算の対象となつている子を除く。)を有する場合において、当該学生等である子が施行日において加算の対象となる子であるときは、新国民年金法第三十三条の二第二項の規定にかわらず、平成二十八年八月から、その子の数に応じて、当該障害基礎年金の額を改定する。

第五条 施行日の前日において遺族基礎年金の受給権を有しない者が、施行日前に新国民年金法の規定が適用されていたとするならばその者が施行日まで引き続き遺族基礎年金の受給権を有する者であるときは、新国民年金法第十八条第一項及び第三十七条本文の規定にかかるわらず、その者に、平成二十八年八月から、同条の遺族基礎年金を支給する。
2 前項の場合において、同項の規定により新民年金法第三十七条の遺族基礎年金の受給権を取得した子以外の子であつて、施行日においてその子に係る国民年金の被保険者又は被保険者であった者の死亡に係る同条の遺族基礎年金の受給権を有するものがあるときは、新国民年金法第二十九条の一第一項の規定にかかわらず、

平成二十八年八月から、その子の数に応じて、当該障害基礎年金の額を改定する。
第六条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(政令への委任)

理由 一人親家庭等の児童等の置かれている経済状況等に鑑み、これらの児童等の進学状況の改善その他福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給要件に係る児童並びに障害基礎年金の加算対象に係る子並びに遺族基礎年金の支給対象及び加算対象に係る子に二十歳未満である大学の学生及び専修学校の生徒等を追加するとともに、児童扶養手当の加算額を増額し、及び支払期月を毎月に変更する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約二百二十億円の見込みである。

三 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約二百二十億円が見込まれる。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見 見聴取 本案施行に要する経費としては、平年度約二百二十億円が見込まれる。

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して塩崎厚生労働大臣から「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約二百二十億円が見込まれる。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見 見聴取 本案施行に要する経費としては、平年度約二百二十億円が見込まれる。

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して塩崎厚生労働大臣から「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

五 障害基礎年金の加算対象に係る子に、二十歳未満であつて大学の学生及び専修学校の生徒等である子を加えること。

六 この法律は、平成二十八年八月一日から施行すること。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案 平成二十八年二月九日 内閣総理大臣 安倍 晋三

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「額にその児童のうち一人を除いた児童につきそれぞれ三千円(そのうち一人については、五千円)」を「額(次条第一項において「基本額」という。)に監護等児童のうちの一人(以下の項において「基本額対象監護等児童」とい

う。)以外の監護等児童につきそれぞれ次の各号に

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

政府は、日本国とイラン・イスラム共和国との間において、刑を言い渡された者を移送する手続等を定めるため、平成二十七年一月九日に東京で、刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国

日本国及びイラン・イスラム共和国(以下「両締約国」という。)は、刑の執行の分野における国際的な協力を一層促進することを希望し、

このような協力が司法の目的及び刑を言い渡された者の社会復帰を促進すべきであることを考慮して、これらを促進するためには、犯罪を行った結果として自國の外において自由を奪われている者に對し自己の属する社会においてその刑に服する機会を与えることが求められていることを考慮し、これらの者をその本国に移送することによりそのような要請に最もよく応ずることができることを考慮して、

締結について承認を求めるの件

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約について承認を求めるの件

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約について承認を求めるの件

次とおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、
(a) 「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であつて自由の剥奪を伴うものをいう。

(b) 「刑を言い渡された者」とは、いずれかの締約国の領域内で刑を言い渡された者をいう。

(c) 「判決」とは、刑を言い渡す裁判所の決定をいう。

(d) 「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を言い渡された者をいう。

(e) 「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をいう。

理由

政府は、日本国とイラン・イスラム共和国との間において、刑を言い渡された者を移送する手続等を定めるため、平成二十七年一月九日に東京で、刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国

1 各締約国は、他方の締約国に対し、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置をとることを約束する。	2 締約国は、刑を言い渡された者が刑に服すべき期間が1(c)に規定する期間より短いときにおいても、移送に同意することができる。	3 当該移送がいづれかの締約国の主権、安全、公の秩序その他の重要な利益を害するおそれがある場合に、拒否することができる。
2 刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従い裁判国(の領域	3 第四条 移送の拒否	第五条 情報を提供する義務
3 から執行国(の領域に移送されることができる。	刑を言い渡された者の移送の要請については、	1 裁判国は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用を受けることのできる全てのものに對し、この条約の内容を通知する。
1 第二条 一般原則	2 出生地	2 裁判国は、刑を言い渡された者がこの条約に基づき移送されることについて裁判国に對して関心を表明した場合には、判決が確定した後速やかに、執行国にその旨を通報する。
1 各締約国は、他方の締約国に対し、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置をとることを約束する。	3 2の通報には、次に掲げる事項を含む。	3 裁判国又は執行国(のいづれの国も移送について要請することができる。
2 刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従い裁判国(の領域	4 裁判国は、執行国が要請した場合には、3に掲げる事項を執行国に通報する。	1 裁判国は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用を受けることのできる全てのものに對し、この条約の内容を通知する。
3 から執行国(の領域に移送されることができる。	5 裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に對し、1から4までの規定に従つてとつた全ての措置及びいづれかの国が移送の要請について行つた全ての決定を書面により通知する。	2 裁判国は、執行国が要請した場合には、3に掲げる事項を執行国に通報する。
1 第二条 一般原則	6 第六条 要請及び回答	3 第六条 要請及び回答
1 各締約国は、他方の締約国に対し、刑を言い渡された者の移送に関してこの条約に従い協力のための最大限の措置をとることを約束する。	1 移送の要請及び回答は、書面により行う。	1 移送の要請及び回答は、書面により行う。
2 締約国は、刑を言い渡された者が刑に服すべき期間が1(c)に規定する期間より短いときにおいても、移送に同意することができる。	2 要請は、要請国の権限のある当局が要請を受けける国の権限のある当局宛てに行うものとし、外交上の経路を通じて要請を受ける国に提出するものとする。回答は、要請の場合と同一の経路を通じて通報される。	2 要請は、要請国の権限のある当局が要請を受けける国の権限のある当局宛てに行うものとし、外交上の経路を通じて要請を受ける国に提出するものとする。回答は、要請の場合と同一の経路を通じて通報される。
3 この条約の規定の適用上、日本国については権	3 この条約の規定の適用上、日本国については権	3 この条約の規定の適用上、日本国については権

官報 (号外)

限のある当局は法務省とし、イラン・イスラム共和国については権限のある当局は法務省とする。	
4 要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請国に通報する。	
第七条 補助的な文書	
1 執行国は、裁判国の要請があつた場合には、裁判国に次に掲げる文書を提供する。	
(a) 刑を言い渡された者が執行国の国民であること又は日本国が執行国である場合には第三条1(a)に規定するその他の者であることを示す文書又は説明書	
(b) 裁判国において刑が科せられる理由となつた作為又は不作為が執行国の法令により犯罪を構成すること又は執行国の領域において行われたとした場合において犯罪を構成することを示す関係法令の写し	
2 裁判国は、移送の要請が行われた場合において、裁判国又は執行国が移送に同意しない旨を前条2の規定に従つて他方の国に既に通報しているときを除くほか、執行国に次に掲げる文書を提供する。	
(a) 判決及び判決の根拠となつた法令の写し	
(b) 既に刑に服した期間を明示する説明書(裁判の前の拘禁、刑の減免その他刑の執行に関する事項についての情報に係るもの)を含む。)	
(c) 第三条1(d)に規定する移送についての同意を記載した書面	
(d) 適当な場合には、刑を言い渡された者の医療又は社会生活に関する報告書、裁判国における	

ける当該刑を言い渡された者の処遇に関する情報及び執行国における移送後の当該刑を言い渡された者の処遇に関する意見に関する文書	
3 裁判国又は執行国は、移送について要請する前又は移送に同意するかしないかを決定する前に、1又は2に掲げる文書又は説明書の提供を求めることができる。	
第八条 同意及びその確認	
1 裁判国は、第三条1(a)の規定に従つて移送について同意する刑を言い渡された者が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもつて、同意することを確保する。同意の付与に関する手続は、裁判国の法令により規律される。	
2 裁判国は、執行国に対し、同意が1に定める条件に従つて行われたことを領事又は執行国が指定する他の公務員を通じて確認する機会を与える。	

第九条 裁判国に対する移送の効果	
1 執行国による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有する。	
2 裁判国は、執行国が刑の執行を終了したと認められる場合には、当該刑をもはや執行することができない。	
第十一条 特赦、大赦及び減刑	
各締約国は、自國の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。	

第十二条 判決に対する再審	
裁判国のみが判決に対する再審の請求について決定する権利を有する。	
第十三条 刑の執行の終了	
執行国は、決定又は措置であつてその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。	
第十四条 刑の執行に関する情報	
執行国は、次に掲げる場合には、裁判国に對して刑の執行に関する情報を提供する。	

して書面による通告を外交上の経路を通じて与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告の日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

4 この条約は、終了の日の前にこの条約の規定に従つて移送された者の刑の執行について引き続き適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

ひとしく正文である日本語、ペルシャ語及び英語により本書二通を作成し、平成二十七年一月九日（イラン暦一千三百九十三年デイ月十九日及び二千十五年一月九日に相当する）に東京で、平成二十七年一月十日（イラン暦一千三百九十三年デイ月二十日及び二千十五年一月十日に相当する）にテヘランで署名した。本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

岸田文雄

イラン・イスラム共和国のために

モスクワファー・プールモハンマディ

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（第八十

九回国会第一五号）に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国は、欧州評議会が作成した「刑を言い

渡された者の移送に関する条約」に加入したことにより、同条約の締約国との間では一定の条件の下で外国人受刑者の本国への移送を実施することが可能となつてゐるが、イラン・イスラム共和国側は同条約に加入していない。そのため、両国間で受刑者の移送を実施するための二国間の受刑者移送条約の作成及び締結に向け、日本側は、平成二十七年一月九日に東京において、イラン側は、同年一月十日にテヘランにおいて、本条約の署名が行われた。

本条約は、イランにおいて刑に服している邦人等及び我が国において刑に服しているイラン人を本国に移送するための条件・手続等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本条約の適用上、「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であつて自由の剥奪を伴うものをいい、また、「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を言い渡した締約国を、「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するため移送され得る締約国又は移送された締約国をそれぞれいうこと。

2 刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、本条約に従い裁判国領域から執行国に移送されることが可能である。

3 刑を言い渡された者については、判決が確定していること、当該刑を言い渡された者並びに裁判国及び執行国が移送に同意していること。

4 刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（第八十

九回国会第一五号）に関する報告書

こと、刑が科せられる理由となつた作為又は不作為が、執行国の法令により犯罪を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、本条約に基づき移送することができる」と。

4 刑を言い渡された者の移送の要請については、当該移送がいざれかの締約国の主権、安全、公の秩序その他重要な利益を害するおそれがある場合には、拒否することができる」と。

5 裁判国は、刑を言い渡された者であつて本条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、本条約の内容を通知することとし、刑を言い渡された者が本条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合には、判決が確定した後速やかに、執行国にその旨を通報すること。

6 裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に対し、本条約の規定に従つてとつた全ての措置及びいづれかの国が移送の要請について行つた全ての決定を書面により通知すること。

7 移送の要請及び回答は、権限のある当局（両国の法務省）により書面で通報されること。

8 移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令により規律されること。

9 執行国は、裁判国で決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならないが、刑の性質若しくは期間が自國の法令に適合しない等の場合には、自國の法令に規定す

る制裁に合わせることができること。

10 各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる」と。

11 本条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国領域において要する費用を除くほか、執行国が負担することとし、執行国は、刑を言い渡された者に対し、移送の費用の全部又は一部の償還を求めることができる」と。

12 本条約は、その効力が生ずる日の前又は以後に言い渡された刑の執行について適用すること。

本条約は、両締約国が効力発生に必要なそれが憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、両国の受刑者の更生及び社会復帰が促進されるとともに、刑事分野における二国間協力の進展に貢献するとの観点から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十八年四月二十日

衆議院議長 大島 理森殿
外務委員長 岸 信夫

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国
とオマーン国との間の協定の締結について承
認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十八年一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

投資の相互促進及び相互保護に関する日本
国とオマーン国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国と
オマーン国との間の協定の締結について、日本国
憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、
国会の承認を求める。

更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内に
おける投資を拡大するための安定した、衡平な、
良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すこと
を意図し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の
措置を緩和することなしに、これらの目的を達成
することが可能であることを認識し、

国際的に受け入れられた労働基準に従つて両締
約国間の投資を促進する上で、労働者と使用者と
の間の協調的な関係が重要であることを認識し、
この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる
発展に寄与することを確信して、

次とのおり協定した。

第一條 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資者が直接又は間接に所
有し、又は支配する全ての種類の資産であつ
て、投資としての性質(例えば、資本その他の
資源の約束、収益若しくは利得についての期待
又は危険の負担)を有するものをいい、次のもの
のを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分(そ
の持分から派生する権利を含む。)

(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証書(そ
の債務証書から派生する権利を含む。)

(iv) 契約(完成後引渡し、建設、経営、生産又
は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権
利

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基
づく給付の請求権

(vi) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特
許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路
の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、
原産地表示又は地理的表示及び開示されてい
ない情報に関する権利を含む。)

(vii) 法令又は契約により与えられる権利(例え
ば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探
査、試掘、採掘及び抽出のための権利を含
む。)

(viii) 他の全ての資産(動産であるか不動産であ
るかを問わない。)及び債権、抵当権、先取
特権、質権その他の関連する財産権

(ix) 投資財産には、収益を含む。「収益」とは、投
資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資
本利得、配当、使用料及び手数料をいう。

(x) 投資され、又は再投資される資産の形態の変
更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼ
すものではない。ただし、当該変更が、投資又
は再投資が行われる締約国の法令に反しないこ
とを条件とする。

(xi) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他
方の締約国の区域内において投資を行つてお
り、又は既に行つたものをいう。

(xii) 自然人

(xiii) 締約国の企業

(xiv) 「締約国」の企業」とは、営利目的であるか否か
を問わず、また、民間又は政府のいずれが所有
し、又は支配しているかを問わず、締約国の関
係法令に基づいて適正に設立され、又は組織さ
れる法人その他の事業体、社団、信託、組合、
個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含
む。)をいう。

(d) (i) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、
当該投資家が当該企業の五十パーセントを超
える持分を所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、
当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名
し、又は当該企業の活動につき法的に指示す
る権限を有する場合をいう。

(e) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維
持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f) 「区域」とは、
(i) 日本国については、その領域並びに日本國
が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使
する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
(ii) オマーン国については、その主権の下にあ
る陸地、内水、領水及び空間並びに海域、す
なわち、オマーン国が自國の法令及び国際法
に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他
的經濟水域及び大陸棚をいう。

(g) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定
に定義する自由利用可能通貨をいう。

第二条 投資の促進及び許可

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家によ
る投資が自國の区域内において行われるための
良好な条件を醸成する。

2 一方の締約国は、自國の関係法令(外国人に
よる所有及び支配に関するものを含む。)に従つ
て権限を行使する自國の権利を留保の上、他方
の締約国による投資を許可する。

注釈 この2の規定は、不動産の取得又は賃
借に関し、一方の締約国が他方の締約國
の投資家及びその投資財産に対し、自國

の投資家及びその投資財産に与える待遇と同様の待遇を与えることを義務付けるものと解してはならない。

第三条 内国民待遇

1、一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2、1の規定は、補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む）については、適用しない。

3、1の規定は、一方の締約国が、自国の区域内における他の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

第四条 最恵国待遇

1、一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 1に規定する待遇には、一方の締約国と第三国との間の国際協定に規定する投

資紛争の解決に関する規定（第十五条に規定する制度に類するもの）により当該第三国の投資家に対して与えられる待遇

を含まないことが了解される。
2 1の規定は、一方の締約国が当事国である現

行又は将来の自由貿易地域、関税同盟、経済同盟又は他の形態の地域的な協定から生ずる待遇、特恵又は特権に伴う利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第五条 一般的待遇及び投資環境の整備

1、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2、いすれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

3、一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守する。

第六条 裁判所の裁判を受ける権利

1、一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申請立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申請立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条 透明性

1、各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつてこの協定の対象となる事項に関連するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2、各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつてこの協定の対象となる事項に関連するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

統及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3、一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関する、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

第八条 腐敗行為の防止に関する措置

1、1及び3の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、そのに基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2、補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいざれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

第九条 投資家の入国、滞在及び居住

1、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条 収用及び補償

1、いすれの一方の締約国も、自国の区域内にあ

る他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2から4までの規定に従つて迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正當な法の手続及び第五条の規定に従つて実施するものであること。

第十二条 紛争の解決

1、一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自國の

区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に關し、自國の投資家又は第三國の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていつれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国通貨又は自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十二条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自國の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十三条 資金の移転

1 一方の締約国は、自國の区域に向けた又は自國の区域からの全ての資金の移転であつて、自

国の区域内にある他方の締約国の投資家が投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを認め、この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a) 初期の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの

(d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e) 当該一方の締約国が区域内にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

(f) 第十条及び第十一條の規定に従つて行われる支払

(g) 第十五条の規定に基づく紛争の解決の結果

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを認め

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自國の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護

(b) 証券の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 司法上又は行政上の手続における命令又は

判決の履行の確保

第十四条 兩締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に關して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに關する協議のための適當な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に關する兩締約国間の紛争であつて、1に規定する協議の要請の後六箇月以内に外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から當該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第二の仲裁委員について合意しなかつた場合には、兩締約国は、國際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民

第十五条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 7(b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も投資紛争の当事者である投資家(以下この条において「紛争投資家」といふ。)が、当該投資紛争の当事者である締約国(以下この条において「紛争締約国」といふ。)の区域内において行政的又は司法的解決を求める

の締約国の國民でもない次の席次の者が必要な任命を行ふよう要請される。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自國が選定した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。

締約国(以下この条において「紛争当事者」という。)との間の友好的な協議により解決する。

4. 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行つた日から六箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、

7.(a)の規定に従つことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約(以下この条において「ICSID条約」という。)による仲裁。

ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いざれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

(c) 國際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁。

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁。

5.(a) 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定するものに付託することに同意する。ただし、第五条3の規定に基づく紛争締約国の義務に係る投資紛争を除く。

(b) 第五条3の規定に基づく紛争締約国は、仲裁への付託に必要な同意を事案ごとに与えることができる。

5. 5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁へ

の投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知った日又は知るべきであった最初の日のいづれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができる。

6. 紛争投資家は、紛争締約国に対し書面による通知を行つた場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対して意

見を提出することができる。

7. 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含めなければならない。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に關し、この協定に基づく義務に違反したか否かに關する判断。

(b) 違反があつた場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいづれか一方又は双方。

(i) 損害賠償及び適当な利子。

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争投資家が紛争締約国の法令に従つてその請求を取り下げるときに限り、4に規定する仲裁を求めることができる。

(b) 投資紛争が4に規定する仲裁のいづれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。

8. 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び關係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。

9. 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知(当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。)

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し。

10. 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行つた場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対して意

行に關する関係法令及び関連する国際法(ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。)に従つて執行される。

第十六条 安全保障のための例外

1. この協定(第十一條の規定を除く。)の他の規定にかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置。

(i) 戰時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時による措置。

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に關連してとる措置。

(b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置。

2. 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十一條の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

11. いづれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いづれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従つて不開示としなければならない情報

12. 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書(裁定を含む。)を時宜を失すことなく公に利用可能なものにすることができる。

13. 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(以下この条において「ニューヨーク条約」という。)の当事国において行つ。

14. 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行

それがある状況にある場合

<p>2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 國際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。 (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。 (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。 (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。 (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要的損害を与えることを避けるものであること。 <p>3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。</p> <p>第十八条 信用秩序の維持のための措置 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。</p> <p>2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。</p>	<p>2 この目的のため、両締約国は、一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自國の関係法令に従い、適当な措置をとる。</p> <p>3 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多數国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。</p> <p>3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多數国間協定であつて自国が締結しているものにより第三国への投資家及びその投資財産に与えていた第三国への投資家又は第三国への投資家による待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。</p> <p>第二十条 租税 1 この協定のいかなる規定も、3及び4に規定する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。</p> <p>2 この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。</p> <p>2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。</p> <p>3 第十一条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。</p> <p>第十九条 知的財産権 1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する</p>
<p>4 第十五条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。</p>	<p>2 この目的のため、両締約国は、一方の締約国との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより當該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合</p> <p>2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国的企业であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国的企业が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことの条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。</p> <p>第二十四条 見直し 2 この協定中の條の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。</p> <p>第二十五条 見出し 2 この協定中の條の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。</p> <p>第二十六条 最終規定 1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。</p> <p>2 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国との関係法令に従つて取得されたものについても適用する。</p>
<p>2 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国との関係法令に従つて取得されたものについても適用する。</p>	<p>2 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国との関係法令に従つて取得されたものについても適用する。</p>

3 いづれの一方の締約国も、一年前に他方の締

約国に対し書面による通告を行うことによ
り、最初の十年の期間の終わりに、又はその後
いつでも、この協定を終了させることができ
る。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財

産に関しては、この協定の規定は、この協定の
終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を
有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じ
た事態に起因する請求については、適用しな
い。

6 この協定は、この協定の効力発生の前に生じ
た事態に起因する請求については、適用しな
い。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年六月十九日に東京で、ひとしく正文
である日本語、アラビア語及び英語により本書二
通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語
の本文による。

日本国のために
中山泰秀

オマーン国のために
ハーリド・アル・ムスラヒ

投資の相互促進及び相互保護に関する日本
国とオマーン国との間の協定の締結につ
いて承認を求める件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平成二十四年六月に我が国とオマーンとの間

が一致したことを受け、平成二十五年二月から
両国間で交渉を行った結果、協定案文について
最終的合意をみるに至つたので、平成二十七年
六月十九日に東京において、本協定の署名が行
われた。

本協定は、我が国とオマーンとの間で、投資
の拡大により経済関係を一層強化するため、投
資の促進及び保護に関する法的枠組みについて
定めるものであり、その主な内容は次のとおり
である。

1 本協定の適用上、「投資財産」とは、投資家
が直接又は間接に所有し、又は支配する全て
の種類の資産であつて、投資としての性質を
有するものをいい、「投資活動」とは、投資財
産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却
その他の処分をいうこと。

2 一方の締約国は、自国の区域内において、
投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び
その投資財産に対し、内国民待遇及び最惠國
待遇を与えること。

3 一方の締約国は、自国の区域内において、
他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公
正かつ公平な待遇並びに十分な保護及び保障
を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに
に、当該投資財産に関して義務を負うことと
なった場合には、当該義務を遵守すること。

4 いづれの一方の締約国も、公共の目的のた
めであること、無差別であること、迅速、適
切かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正
当な法の手続等に従うことという条件を満た
さない限り、収用、国有化等を実施してはな
らない。

らず、それらに伴う補償は、公正な市場価格
に相当するものでなければならないこと。

5 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、
自国の区域に向けた又は自国の区域からの全
ての資金の移転であつて、自国の区域内にあ
る他方の締約国の投資家の投資財産に関連す
るもののが、遅滞なく、かつ、自由に行われる
ことを認めること。

6 一方の締約国と他方の締約国の投資家のとの
間の紛争が協議により解決されない場合に
は、当該紛争は、国家と他の国家の国民との
間の投資紛争の解決に関する条約による仲
裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的
な制度についての規則による仲裁、国際連合
国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等
のいずれかに付託することができる。

本協定は、協定の効力発生に必要な国内法上
の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の
交換の日の後三十日目の日に効力を生ずること
になつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求めるというのである。

右
平成二十八年二月二十六日
内閣総理大臣 安倍 晋三
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国と
イラン・イスラム共和国との間の協定の締結につ
いて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規
定に基づき、国会の承認を求める件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国と
イラン・イスラム共和国との間の協定の締結につ
いて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規
定に基づき、国会の承認を求める。

理由
政府は、日本国とイラン・イスラム共和国との
間において、投資の促進及び保護に関する法的枠
組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大さ
せ、経済関係を一層強化するため、平成二十八年
二月五日に東京で、投資の相互促進及び相互保護
に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間
の協定に署名した。よつて、この協定を締結する
ことといたしたい。これが、この案件を提出する
理由である。

平成二十八年四月二十日

外務委員長 岸 信夫

衆議院議長 大島 理森殿

官報 (号外)

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定

前文

日本国及びイラン・イスラム共和国(以下「両締約国」という。)は、

両締約国の相互の利益のために経済的協力を強化することを希望し、

投資分野における両締約国の経済的な資源及び潜在的な便益を活用すること並びに両締約国の投資家によるそれぞれ他方の締約国の領域における投資のための良好な条件を作り出し、及び維持することを意図し、

両締約国の投資家によるそれぞれ他方の締約国の領域における投資を促進し、及び保護することの必要性を認識して、

次のことおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、この協定において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「投資財産」とは、一方の締約国の投資家により、他方の締約国の領域において、当該他方の締約国の法令に従つて直接又は間接に投資される全ての種類の資産をいい、次のものを含む。
 - (a) 株式、出資その他の形態の企業の持分
 - (b) 債券、社債、貸付金その他の債務証書
 - (c) 先物、オプションその他の派生商品
 - (d) 契約(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権利
 - (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基

づく給付の請求権

(g) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特

許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路

の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、

原産地表示又は地理的表示及び開示されてい

ない情報に関する権利を含む。)

(h) 法令又は契約により与えられる権利(例え

ば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探

査及び採掘のための権利を含む。)

(i) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。)及び質借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

「投資財産」とは、投資財産から生ずる価値、

特に、利益、資本利得、配当、使用料及び手数料をもいう。投資される資産の形態の変更は、

その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

社を含む。)をいう。

「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

「領域」とは、いざれか一方の締約国の主権の下にある区域(領海を含む。)並びに当該一方の締約国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的經濟水域及び大陸棚をいう。

第二条 投資の促進

1 いざれの一方の締約国も、自國の投資家に対し、他方の締約国の領域において投資を行うよう奨励する。

2 いざれの一方の締約国も、自國の法令に従い、自國の領域において他方の締約国の投資家による投資を誘引するための良好な条件を作り出す。

第三条 投資の許可

1 いざれの一方の締約国も、自國の関係法令(外国人による所有及び支配に関するものを含む。)に従つて権限を行使する自國の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

2 この協定は、投資を受け入れる締約国の法令により投資の認可を得ることが求められる場合には、当該締約国の権限のある当局の認可を得た投資について適用する。イラン・イスラム共和国の権限のある当局は、イラン投資・経済技術援助機構又はこれを承継する他の当局である。

第五条 一般的待遇

一方の締約国の投資家の投資財産は、他方の締約国の領域において、常に公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに十分な保護及び保障を享受する。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

第六条 義務の遵守

いざれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資財産に関する義務を負つていてる場合に、当該義務を遵守する。

第七条 特定措置の履行要求

一方の締約国は、自國の領域において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家による投資に對

し、輸出についての要求、輸出入の均衡についての要求又は輸出の制限に係る差別的でない措置を課してはならない。

第八条 収用及び補償

1 いづれの一方の締約国の投資家の投資財産も、他方の締約国による収用、国有化又はこれらと同等の他の措置(以下「収用」という。)の対象としてはならない。ただし、収用が、公共の目的のために、正当な法の手続に従つて、差別的でない態様で並びに実効的、迅速及び適当な補償の支払を伴つて行われる場合には、この限りでない。

2 補償の額は、収用が行われた時、公表された時又は公に知られることとなつた時のうち、最も早い時の直前における投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。

3 補償については、実際の支払の日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に交換することができる通貨で計算する。

4 収用を行う締約国は、不适当に遅滞することなく補償を支払うことを約束する。その支払が不當に遅滞した場合には、当該収用を行う締約国は、支払の遅滞に関連する金銭的な費用であつて、当該収用の日から実際の支払の日までの間に生ずるもの負担する。支払の遅滞に関連する金銭的な費用については、市場における為替相場により自由利用可能通貨に交換することができる通貨で計算する。

5 補償及び支払の遅滞に関連する金銭的な費用については、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

6 収用の影響を受ける投資家は、当該収用を行

う締約国の法令に基づき、当該締約国の司法当局又は行政裁判所若しくは行政機関により、自己の投資財産の評価及び補償の支払を含む自己の事案に關し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受ける権利を有する。

7 この条の規定の適用上、「支払の遅滞に関連する金銭的な費用」とは、国際的な銀行業務上の慣行に従い、支払の遅滞によつて生ずる追加の金額をいつ。

第九条 損失又は損害

1 いづれか一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国の領域における武力紛争、革命、暴動、国内争乱又はこれらに類する他の緊急事態により自己の投資財産について損失又は損害を被るものは、原状回復、損害賠償、補償その他

の解決方法に關し、当該他方の締約国の投資家又は第三国に投資家に与えられる待遇のうち当該一方の締約国の投資家にとっていづれか有利な待遇よりも不利でない待遇を当該他方の締約国によって与えられる。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、保険契約又は保証契約に基づいて支払が行われることによつて投資家を代位する場合には、

(a) その代位は、他方の締約国によつて承認されなければならない。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関

は、当該投資家が行使することができたであろう当該投資家の投資財産に關する権利を行えることができるものとする。

第十一條 資金の移転

1 一方の締約国は、自國の領域に向けた又は自國の領域からの資金の移転であつて、この協定に規定する投資財産に関連するものが、自由にかつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a) 初期の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

(b) 利益、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益

(c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの

(d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e) 当該一方の締約国の領域内にある投資財産に関連する活動に從事する当該一方の締約国外から赴任した従業員が得た収入その他の報酬

(f) 前三条の規定に従つて行われる支払

(g) 紛争の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に關する自國の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護ために必要な措置

(b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

第十二条 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて企業であるものが次のいづれかに該当することを立証する場合には、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国と外交關係を有していない第三国に投資家によって所有され、又は支配されていること。

(b) 第三国又は当該一方の締約国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ当該他方の締約国と外交關係を有していない第三国に投資家によって所有され、又は支配されていること。

(c) 刑事犯罪

1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自國の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のためには必要な措置

外 報 号 ()

<p>(b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。</p> <p>(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理 (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護 (iii) 安全 (iv) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためによる措置 <p>2 この協定のいかなる規定も、一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数の国間協定であつて自國が締結しているものにより第三国への投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。</p>	
<p>3 この協定のいかなる規定も、いすれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数の国間協定であつて自國が締結しているものにより第三国への投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。</p>	
<p>第十五条 租税</p> <p>この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。</p>	
<p>第十六条 一時的なセーフガード措置</p> <p>1 いすれの締約国も、次のいすれかの場合には、投資財産に関する国境を越える資本取引及び投資財産に関する取引のための支払又は資金の移転(第十一條に規定する資金の移転を含む)について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。</p>	
<p>第十七条 信用秩序の維持のための措置</p> <p>1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、金融システムの安定性を確保し、及び維持するため、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられない。</p> <p>2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。</p>	
<p>第十八条 一方の締約国の投資家と他方の紛争の解決</p> <p>1 この協定に基づく義務の違反の結果として一方の締約国の投資家と他方の締約国との間に紛争が生ずる場合には、当該紛争は、当該一方の締約国により当該他方の締約国に対し</p>	
<p>(a) 国際収支及び対外支払に関する重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合</p> <p>(b) 資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらす要請があった場合には、速やかに相互に協</p>	
<p>議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するため、自国の法令に従い、適切な措置をとる。</p> <p>(a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであることを満たすものとする。</p> <p>(b) 國際通貨基金協定に適合するものであることを。</p> <p>(c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。</p> <p>(d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。</p> <p>(e) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。</p> <p>(f) 他方の締約国に商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要的損害を与えることを避けるものであること。</p> <p>(g) 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、金融システムの安定性を確保し、及び維持するため、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられない。</p> <p>2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。</p> <p>3 投資を受け入れた締約国の権限のある裁判所にまず付託された紛争は、その裁判が係属している限り、当該紛争の両当事者の合意なしに、仲裁に付託することができない。当該紛争は、確定判決が下された後は、仲裁に付託することができない。</p> <p>4 2(b)に規定する特別の仲裁廷は、次の規定に従つて設置される。</p> <p>(a) 1に規定する紛争の各当事者は、それぞれ</p>	

一人の仲裁人を任命するものとし、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意によつて第三の仲裁人を任命する。当該第三の仲裁人は、第三の国民でなければならず、仲裁廷の長として指名される。全ての仲裁人は、2に規定する仲裁の要請の受領から三箇月以内に任命されなければならない。

(b) (a)に規定するいづれの当事者も、仲裁人についての必要な任命が(a)に定める期間内に行われなかつた場合には、別段の合意がある場合を除くほか、ハーブの常設仲裁裁判所事務総長に対し、当該必要な任命を行うよう要請することができる。

5 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争の両当事者を拘束する。仲裁廷の裁定は、この協定及び適用可能な国際法の原則に従つて下される。仲裁廷は、投票の過半数による議決で裁定を下す。

6 各締約国は、この条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

官報(号外)

第十九条 両締約国間の紛争の解決

1 この協定の解釈又は適用に関連して両締約国間に生ずる全ての紛争は、可能な限り、まず協議により友好的に解決する。意見の相違がある場合には、一方の締約国は、他方の締約国に通知した上で、二人の仲裁人であつて両締約国が任命するもの及び仲裁廷の長の三人からなる仲裁廷にその事案を付託することができる。

2 各締約国は、1に規定する紛争が仲裁廷に付託される場合には、その通知の受領から六十日以内にそれぞれ一人の仲裁人を任命するものとし、両締約国によつて任命される仲裁人は、いずれか遅い方の任命の日から六十日以内に当該

仲裁廷の長を任命する。それぞれの期間において、いづれかの締約国が自国の仲裁人を任命しない場合又は任命された仲裁人が仲裁廷の長の任命について合意しない場合には、各締約国は、常設仲裁裁判所事務総長に対し、任命していよい締約国が仲裁人又は仲裁廷の長を任命するよう要請することができる。もつとも、仲裁廷の長は、その任命の時点において、両締約国と外交関係を有する国の国民でなければならぬ。

3 常設仲裁裁判所事務総長が仲裁廷の長の任命を行う場合において、同事務総長が、この任務を遂行することができないとき、又はいづれか一方の締約国であるときは、常設仲裁裁判所事務次長が当該任命を行うものとし、同事務次長が、当該任務を遂行することができないとき、又はいづれか一方の締約国であるあるときは、いづれの締約国でもない常設仲裁裁判所の上席の構成員が当該任命を行つめる。

4 両締約国が合意する他の規定に従つことを条件として、仲裁廷は、その手続及び仲裁地を定める。

5 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。仲裁廷の裁定は、この協定及び適用可能な国際法の原則に従つて下される。仲裁廷は、投票の過半数による議決で裁定を下す。

6 各締約国は、自國が選定した仲裁人に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。

平成二十八年二月五日(イラン暦千三百九十四年バフマン月十六日及び二千十六年二月五日に相当する)に東京で、ひとしく正文である日本語、ペルシャ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。

2 この協定は、1に規定する通告のうちいづれか遅い方の受領の日の後三十日目の日に効力を生じ、十年の期間効力を有する。この協定は、

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする投資に関する合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(a) この協定の範囲内の投資に関する事項であつて投資環境の整備に關係するものについて情報交換し、及び討議すること。

(b) 投資に關連するその他の事項であつてこの協定に關係するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に對して適當な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の合意により、両締約国の政府以外の關係團体の代表者であつて、討議する問題に關連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。

6 委員会は、いづれかの締約国の要請があつた場合には会合する。

第二十一条 最終規定

1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。

2 この協定は、1に規定する通告のうちいづれか遅い方の受領の日の後三十日目の日に効力を生じ、十年の期間効力を有する。この協定は、

イラン・イスラム共和国のために
A・タイエブニア

日本国のために
岸田文雄

官 報 (号外)

投資の相互促進及び相互保護に関する日本
国とイラン・イスラム共和国との間の協定
の締結について承認を求める件に関する
報告書

一 本件の目的及び要旨

平成二十七年八月に我が国とイランとの間で
投資協定の交渉を開始することについて意見が
一致したことを受け、同年九月から両国間で交
渉を行つた結果、協定案文について最終的合意
をみるに至つたので、平成二十八年二月五日に
東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とイランとの間で、投資の
拡大により経済関係を一層強化するため、投資
の促進及び保護に関する法的枠組みについて定
めるものであり、その主な内容は次のとおりで
ある。

- 1 本協定の適用上、「投資財産」とは、一方の
締約国の投資家により、他方の締約国の領域
において、当該他方の締約国の法令に従つて
直接又は間接に投資される全ての種類の資產
をいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、
経営、維持、使用、享有及び売却その他の処
分をいうこと。
- 2 一方の締約国は、自国の領域において、投
資活動に関し、他方の締約国の投資家及びそ
の投資財産に対し、内国民待遇又は最惠国待
遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつて
いざれか有利な待遇よりも不利でない待遇を
与えること。
- 3 一方の締約国のお投資家の投資財産は、他方
の締約国の領域において、常に公正かつ衡平
な待遇を与えられ、並びに十分な保護及び保
障を享受すること。
- 4 いざれの一方の締約国も、他方の締約国の一
投資源の投資財産に関して義務を負つていて
場合には、当該義務を遵守すること。

5 一方の締約国は、自国の領域において、投
資活動に関し、他方の締約国の投資家による
投資に対し、輸出の制限等に係る差別的でな
い措置を課してはならないこと。

6 いざれの一方の締約国の投資家の投資財産
も、収用、国有化等が公共の目的のために、
正当な法の手続に従つて、差別的でない態様
で並びに実効的、迅速及び適当な補償の支払
を伴つて行われる場合を除くほか、他方の締
約国による収用、国有化等の対象としてはな
らず、それらに伴う補償の額は、公正な市場
価格に相当するものでなければならないこ
と。

7 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、
自国の領域に向けた又は自国の領域からの資
金の移転であつて、本協定に規定する投資財
産に連するものが、自由に、かつ、遅滞な
く行われることを認めること。

8 一方の締約国の投資家と他方の締約国との
間の紛争が解決されない場合には、当該紛争
は、当該他方の締約国の権限のある裁判所、
特別の仲裁廷又は国家と他の国家の国民との
間の投資紛争の解決に関する条約に基づいて
設置される仲裁廷のいざれかに付託すること
ができること。

本協定は、両締約国が本協定の効力発生のた
めに必要とされる国内手続の完了を外交上の経
路を通じて相互に通告し、その通告のうちいづ
れか遅い方の受領の日の後三十日目の日に効力
を生ずることになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とイランと
の間の投資環境の整備を促すとともに、両国間

の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資
するものと期待されるとの見地から有意義であ
ると認め、本件は承認すべきものと議決した次
第である。

右報告する。

平成二十八年四月二十日

衆議院議長 大島 理森殿 外務委員長 岸 信夫

官 報 (号 外)

平成二十八年四月二十一日 衆議院會議錄第二十六号

六四

第明治二十五年三月三十日
種郵便物露可

発行所
二東一〇番五号 独立行政法人國立印刷局
二東一〇番五号 虎ノ門二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
本号一部 二二二六円 (本体 一一〇円)